

平成 30 年度見直し対象法人の新中(長)期目標(案)

〔文部科学省〕

○(中) 日本学生支援機構	・ ・ ・	1
○(研) 海洋研究開発機構	・ ・ ・	15
○(中) 国立高等専門学校機構	・ ・ ・	27
○(中) 大学改革支援・学位授与機構	・ ・ ・	37

〔厚生労働省〕

○(中) 労働者健康安全機構	・ ・ ・	51
○(中) 国立病院機構	・ ・ ・	73
○(中) 医薬品医療機器総合機構	・ ・ ・	85
○(中) 地域医療機能推進機	・ ・ ・	103

〔経済産業省〕

○(中) 日本貿易振興機構	・ ・ ・	115
○(中) 中小企業基盤整備機構	・ ・ ・	141

〔国土交通省〕

○(中) 都市再生機構	・ ・ ・	163
○(中) 奄美群島振興開発基金	・ ・ ・	181

〔環境省〕

○(中) 環境再生保全機構	・ ・ ・	195
---------------	-------	-----

独立行政法人日本学生支援機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)
(案)

平成31年〇月〇日

文部科学省

目次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	奨学金事業	2
2	留学生支援事業	4
3	学生生活支援事業	7
IV	業務運営の効率化に関する事項	8
1	業務の効率化	8
2	組織の効果的な機能発揮	8
3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施	8
V	財務内容の改善に関する事項	9
1	収入の確保等	9
2	寄附金事業の実施	9
3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	9
4	予算の管理及び計画的な執行	9
VI	その他業務運営に関する重要事項	9
1	内部統制・ガバナンスの強化	9
2	情報セキュリティ対策の推進	9
3	広報・広聴の充実	10
4	施設及び設備に関する計画	10
5	人事に関する計画	10

※ III 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～3及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

(序 文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学生支援の中核機関として、（i）学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、（ii）大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、（iii）留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。

「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率が好転するほか、大学独自や様々な主体による就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。

現在、我が国では、最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアクセスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められており、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、低所得世帯を対象とした高等教育無償化に係る施策が2020年4月に実施されることが示された。第198回通常国会において大学等における修学の支援に関する法律案が成立した際には、真に支援が必要な低所得世帯の修学に係る経済的負担を軽減するため、給付型奨学金の大幅な拡充に対応することに寄与することが求められる。

機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 奨学金事業

機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として奨学金事業を実施する。

なお「新しい経済政策パッケージ」においては2020年度からの低所得世帯を対象とした高等教育段階の新たな教育費負担軽減方策の実施が盛り込まれており、これに基づく法案が国会に提出された。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 貸与型奨学金

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。

本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。

奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。

保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、そ

の実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

(2) 給付型奨学金

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を給付する。

給付中においては、大学等との連携によって、奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

(3) 奨学金事業に共通する事項

奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。

また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金制度に対する理解の増進や貸与奨学生に対する返還意識の涵養に向けた指導のため、一層の連携を図る。

さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。

【評価指標】

- 1-1 貸与型奨学金の的確な実施状況
- 1-2 貸与型奨学金における適格認定の実施状況
- 1-3 貸与型奨学金の総回収率
- 1-4 貸与型奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1-5 給付型奨学金の的確な実施状況
- 1-6 給付型奨学金における適格認定の実施状況
- 1-7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1-8 効果検証等の検討状況

【関連指標】

- 1-A 貸与型奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率
- 1-B 貸与型奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権の割合

【目標水準の考え方】

- 1-1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1-2 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状

況等を参考に判断する。

- 1-3 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、回収に向けた諸施策を講じ、返還金を確実に回収することとし、目標値については、今中期目標期間中に貸与奨学金の総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上にする。
 - 1-4 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、所得連動返還方式が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。また、機関保証制度が適切に運用されたか、代位弁済となる対象債権の請求状況や制度の将来にわたる収支の健全性の検証結果等を参考に判断する。
 - 1-5 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
 - 1-6 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
 - 1-7 奨学金制度に関する情報をわかりやすく積極的に提供したか、情報提供の取組状況を参考に判断する。また、奨学金事業の運営に必要な学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。
 - 1-8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況を参考に判断する。
-
- 1-A 約定に沿った期日どおりの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に97.3%とする。
 - 1-B 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に10%以上改善する。

2 留学生支援事業

「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 外国人留学生に対する支援

大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁や日本貿易振興機構（JETRO）等の独立行政法人、大学等の関係機関と

の一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。

- ① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。
- ② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。

なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。

- ③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。
- ④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。
また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。
- ⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。
- ⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

(2) 日本人留学生に対する支援

意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

- ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のうち、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。
- ② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグ

ローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。

- ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。

【評価指標】

- 2-1 日本留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-2 日本留学試験の実施状況
- 2-3 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数
- 2-4 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度、卒業者の進路や日本語レベルの状況
- 2-5 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況
- 2-6 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況
- 2-7 外国人留学生に対する就職支援の実施状況
- 2-8 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況
- 2-9 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-10 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

【目標水準の考え方】

- 2-1 日本留学が期待される者、留学中の学生、卒業・修了後の学生等それぞれのニーズに応じた情報を提供したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-2 日本の大学等に必要な日本語力及び基礎学力を客観的に評価できるような適正レベル及び内容となっているか、得点等化や試験の実施状況等を参考に判断する。
- 2-3 今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（平成30年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることを達成水準とする。
- 2-4 日本語教育センターの卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関するアンケート調査を行い、回答者の多くが満足しているものと考えられる80%から肯定的な評価を得られるようにすることを達成水準とする。また、卒業者の進学率、日本語レベルが入学時からいかに伸びたかを参考に判断する。
- 2-5 学資金の支給等を適切に実施し、外国人留学生が経済的に安定した状態で勉学に励む環境を整備するとともに、資金の重点的配分を行い、政府方針に沿った戦

略的な留学生受入れや大学等の国際化への取組を支援したか、学資金の支給状況や重点的配分の実施状況等を参考に判断する。

- 2-6 東京国際交流館、兵庫国際交流会館を拠点として活用し、外国人留学生、日本人学生、地域住民等との交流推進、人的ネットワーク構築、留学生への就職支援等による定着促進を図ったか、交流イベントの実施状況等を参考に判断する。
- 2-7 日本の大学等を卒業・修了し、日本での就職を希望する外国人留学生に対し、関係機関等と連携し、日本での就職に資する情報を提供する等の支援を実施したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-8 日本留学経験者に対し、帰国後の留学の成果をより高める取組を行うとともに、日本とのつながりを維持していくためのネットワークを整備したか、フォローアップ関連事業の実施状況、留学経験者のネットワーク化に向けた取組状況等を参考に判断する。
- 2-9 日本人学生の海外留学への機運の醸成に資する情報提供を実施するため、機構主催の海外留学イベント等の内容の充実を図るとともに、今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることを達成水準とする。
- 2-10 留学目的や期間等に応じた学資金支給を適切に実施するとともに、海外留学への機運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進したか、留学の効果を高めるための取組や学資金の支給状況等を参考に判断する。

3 学生生活支援事業

機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ事業を重点化していくこととし、特に障害のある学生や留学生、社会人等の受入れにより多様性が拡大する大学等におけるきめ細やかで的確な学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げを図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを行う等により総合的・戦略的に事業を推進することが期待されている。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。

(2) 障害のある学生等に対する支援

障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての

理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援する。

【評価指標】

- 3-1 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況
- 3-2 障害のある学生等に対する支援の状況
- 3-3 キャリア教育・就職支援の実施状況

【目標水準の考え方】

- 3-1 大学等の学生生活状況や学生生活支援の取組に関する調査について、過去の調査項目との継続性を考慮しつつ調査項目や方法等の改善を図り、確実に実施、分析、情報提供が行われたか、大学等の喫緊の課題に関する情報提供を実施したか、調査及び情報提供の実施状況等を参考に判断する。
- 3-2 障害学生等支援体制の全体的な底上げが図れたか、大学等全体としての理解・啓発を促したか、問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施したか、学校への働きかけ、収集した事例の共有状況、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。
- 3-3 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、教職員の資質向上、大学等と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進に資する取組を実施したか、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35

年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。

3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

2 寄附金事業の実施

学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。

3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

4 予算の管理及び計画的な執行

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに

予算と実績を管理する。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

2 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定）等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 広報・広聴の充実

SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。

4 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

5 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。

独立行政法人日本学生支援機構の政策体系図

主な政府方針・政策

- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
 - ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
 - 第4次障害者基本計画（平成30年3月30日閣議決定）
 - 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
 - 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）
- 教育費負担の軽減に向けた経済的支援、大学生等の留学生交流・国際交流の推進、キャリア教育の充実、障害のある学生等に対する支援の推進等

文部科学省の政策目標

- ◎政策目標4 個性が輝く高等教育の振興
施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上
- ◎政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進
施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
- ◎政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進
施策目標13-1 国際交流の推進

独立行政法人日本学生支援機構法

一（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに留学生交流の推進を図るために留学生交流のための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第4期中期目標期間における日本学生支援機構の役割

学生支援の中核機関として、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に実施

学資の貸与及び支給

その他の学生等の修学の援助

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、奨学金事業を実施 等

大学等が学生等に対して行う

修学・進路選択等の援助

大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供やキャリア・就職支援や障害のある学生等の支援に資するための先進的な事例の収集・分析・提供等を行い、大学等における効果的な取組の実施を支援 等

留学生交流の推進

を図るための事業

戦略的な留学生交流の推進、グローバル人材の育成、学生の双方向交流を一層活発化していくため、留学に係る情報提供から、学資金の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取組を実施 等

国立研究開発法人海洋研究開発機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中長期目標)
(案)

平成31年〇月〇日

文部科学省

目次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中長期目標の期間	2
III	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
1.	海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進	2
(1)	地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発	2
(2)	海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発	3
(3)	海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発	3
(4)	数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る 研究開発	4
(5)	挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発	5
2.	海洋科学技術における中核的機関の形成	5
(1)	関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元 の推進等	5
(2)	大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の 促進	6
IV	業務運営の改善及び効率化に関する事項	6
1.	適正かつ効率的なマネジメント体制の確立	6
2.	業務の合理化・効率化	7
V	財務内容の改善に関する事項	7
VI	その他業務運営に関する重要事項	7
1.	国民からの信頼の確保・向上	7
2.	人事に関する事項	8
3.	施設及び設備に関する事項	8

別添 国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る政策体系図

※Ⅲの「1.」「2.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）においては、「科学的知見の充実」が引き続き実施すべき主要な施策と位置付けられるとともに、新たに、「海洋状況把握（MDA）」体制の確立等の総合的な海洋の安全保障の取組や「北極政策」の推進に係る項目が追加されたところである。中でも、海洋の調査や観測により収集される膨大な海洋情報から、人工知能（AI）やビッグデータ解析技術等を活用して新たな価値を創造し、経済発展や社会的課題の解決につなげていくなど、海洋分野においても Society5.0 の実現に向けた研究開発が必要となっている。

国際的な状況を見ると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言（平成 28 年 5 月）、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ（平成 28 年 5 月）、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021～2030）（平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議）において、海洋・海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、2020 年度の第 3 回会合は日本開催が予定されている。

このような状況を踏まえ、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会において海洋科学技術に係る研究開発計画（平成 29 年 1 月決定、平成 31 年 1 月改定）を取りまとめ、文部科学省として推進すべき海洋科学技術分野や推進方策を明記したところである。

機構は、これまで海洋の幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。本中長期目標期間においては、上述のような国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、複数の研究船や探査機等を保有し、運用している機構の強みを生かした海洋観測や多様な研究開発による高水準の成果の創出及びその普及・展開等、引き続き我が国の海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが重要である。また、その際、我が国全体としての海洋科学技術の研究開発成果を最大化するために、国内外を含めた他機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することが期待される。さらに、将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術の持続的な発展へ貢献するために、

必要な人材の育成と確保に取り組む必要がある。

II 中長期目標の期間

機構の当期の中長期目標の期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成38年（2026年）3月31日までの7年間とする。

III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

機構は、第5期科学技術基本計画、第3期海洋基本計画等を踏まえ、これまでの取組を一層発展させて、以下に示すような課題に取り組む必要がある。

- ・地球環境の維持・保全と持続可能な利用、海洋由来の自然災害への対応等の経済・社会的課題への対応
- ・関係府省連携の下、MDA体制の確立に資する海洋調査・観測体制を強化し、海洋の安全・安心に貢献
- ・海洋分野における Society 5.0 の実現に向け、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発の推進
- ・海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や、SDGs等の国際的な枠組みへの科学的知見の提供等による国際的なプレゼンスの向上

このため、本中長期目標期間中において、以下の（1）～（4）の研究開発課題に重点的に取り組む。また、研究者の自由な発想や独創的な視点を活かして、次世代海洋科学技術を支える新たな知の創出に資する挑戦的・独創的な研究開発を推進するとともに、これらの研究開発を支える基盤的技術の開発に取り組む。

（1）地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発

近年、地球温暖化等の地球環境変化が経済・社会に与える影響の顕在化、深刻化が危惧されており、第3期海洋基本計画やSDGs、パリ協定等においても、地球環境の保全や気候変動への対応は政策上の重要課題として位置付けられている。とりわけ、地球温暖化の影響が最も顕著に出現する北極域を対象とした調査・観測・研究の重要性は、世界的にもますます高まっている。また、人間活動の地球環境への影響は地球温暖化のみならず海洋酸性化や生態系変動等、様々な形で表面化してきており、地球環境変化と人間活動の相互作用に関する評価を踏まえて、地球環境変化を把握し、将来を予測することが求められている。特に、膨大な体積、面積、熱容量を有する海洋は、大きな時空間規模で進行する地球環境変化において重要な役割を果たしていると考えられている一方、その実態には未解明な部分が多く残されている。

このため、機構は、未だ解明されていない地球環境変化の実態把握を進めて、その変化の中長期的な将来予測を行うため、地球環境変動モデル等の高度化に取

り組む。これを実現するために、観測網の無人化、省力化、高精度化等に向けた新たな観測技術の開発等を行うなど観測網の整備・高度化を図るとともに、多様な手法を組み合わせることにより、我が国沿岸域を含むアジア地域、北極域、北西部太平洋、熱帯太平洋、インド洋等の重点海域等の高精度な観測を実施する。また、これら観測により得られたデータの蓄積・分析やモデルの高度化を行うことで、昇温、海洋酸性化、貧酸素化、生態系変動等の海洋に表れる地球環境変化の実態把握やプロセスの理解を進める。その上で、こうした取組により得られた地球環境変化に関する新たな知見と人間活動との相互影響に関する評価を行い、人間活動の影響を含めた地球環境変化の中長期的な将来予測を導き出す。得られた成果については、国内外の各種活動を通じて発信することで、我が国及び国際社会等における政策の立案等に貢献する。

(2) 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発

我が国の周辺海域には、多様な生物、鉱物、エネルギー資源等の海洋資源が存在すると考えられているが、それらの海洋資源については、未確認のまま残されているものも含め、ごく一部しか有効利用できていない。特に、深海・深海底等の科学的調査が進んでいない海域には、表層域とは異なる生態系等が構築され、数多くの未発見の生物が生息していると考えられている。この中には人類社会に有用な機能を持つものも存在し得るため、これら未知の機能の発見・解明が必要である。また、我が国の領海等に賦存する鉱物資源の有効利用のためには、有望資源の賦存する海域や賦存量を把握する必要がある、このためにはその形成メカニズムの解明が重要である。

このため、機構は、海洋の調査・観測で採取した海洋生物を含む各種試料を分析し、海洋生態系における炭素循環・窒素循環・エネルギー循環等を把握するとともに、ナノ科学や情報科学等との学際連携を進めて、海洋生態系が有する未知の機能を解明する。

また、海底鉱物資源の有望海域の推定のため、これまでの調査・観測等で得られた試料、データ等を詳細に解析し、海底資源生成モデルを体系化・普遍化することにより、有望資源の成因プロセスを解明する。

これらの研究開発を進めるに当たっては、必要に応じて(1)の研究開発課題の成果を取り入れるとともに、他の大学や公的研究機関、民間企業等との連携を強化することで、より効果的な成果の創出を目指す。また、得られた試料、データ、科学的知見等を積極的に産業界へ提供することで、海洋資源の産業利用の促進に貢献する。

(3) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

我が国の周辺海域においては、南海トラフ地震や海底カルデラ等、大規模災害

をもたらす地震・火山活動が活発であり、防災・減災対策の更なる強化が求められている。そのための具体的な検討を進めるには、海底下で進行する地震・火山活動の実態把握及び海域で発生する地震の長期評価が欠かせないものの、現在は観測データも十分に揃っていない状況にあり、観測体制の構築と、データの取得・解析を通じたメカニズムの理解等の科学的知見の充実が課題となっている。

このため、機構は、地震発生メカニズムの理解、プレート固着の現状把握と推移予測及び海域火山活動の予測研究に資するデータと知見を蓄積し、地震調査研究推進本部、気象庁、防災科学技術研究所、大学等の関係機関に情報提供することで、地震活動に関する現状把握・長期評価及び海域火山活動評価に貢献する。

これを実現するために、防災科学技術研究所や大学等の関係機関と連携して、南海トラフ地震の想定震源域等を中心とした、広域かつ精緻なデータを連続的にリアルタイムで取得する海底地殻変動観測設備の整備・高度化を進めるとともに、高精度の海底地下構造調査、海底堆積物・海底下岩石試料の採取・分析を実施する。これにより得られたデータと既存のデータの統合・解析を行うことで、地震発生帯モデル及びプレート固着状態に関する推移予測手法の高度化を行う。また、海域火山に係る先進的な観測手段を確立し、海域火山周辺において火山活動の現状把握を行うとともに、地球内部構造や熱・物質循環機構等の解析を進める。

(4) 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発

人間の経済・社会活動が多岐にわたり、生態系と生物多様性の破壊、気候変動、海洋酸性化など、人間活動が地球システムの機能に大きな影響を及ぼすに至った今日において、将来にわたって豊かな社会を存続させるためには、相互に関連している地球環境、経済及び社会の諸課題に対して統合的に取り組み、解決していくことが必要となっている。従来、上述(1)から(3)のような個別の研究開発課題で得られる知見を基に対策が検討されてきた。しかし、これら種々の対策には、地球環境、経済及び社会に与える効果が、相乗便益(コベネフィット)をもたらすもののほか、一方を達成しようとする他方を犠牲にしなければならないトレードオフの関係に立つものもあるため、その効果を科学的見地から検証し、有意な対策を選択していくことが必要とされている。

このため、機構は、複雑に絡み合う海洋・地球・生命間の相互関連性を発見・解明するために、高度な数値解析を効率的に行う情報基盤の整備・運用を図りつつ、機構内の様々な分野の研究者及び技術者や国内外の関連機関等と連携して、海洋・地球・生命に関する情報・データを収集・蓄積するとともに、高度化した数理科学的手法を用いてこれらのデータを整理、統合、解析する。また、高性能なユーザインターフェースを構築して、数理科学及び情報科学の専門知識を有しない利用者のニーズにも即して最適化した情報を創生し、提供する。

(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発

海洋は、氷海域、深海底、海底下深部等の到達困難な領域や多種多様な未知の生物種が存在するなど、今なお人類に残されたフロンティアである。これらフロンティアへの挑戦や新たな分野の開拓のためには、これを可能にする科学的・技術的な知的基盤を構築し、その利用を推進することが必要であり、これにより、人類の知的資産の創造や新たなイノベーション創出に貢献することが期待できる。

このため、機構は、世界をリードする新たな学術領域や技術領域の開拓に向けて、分野や組織の枠を越えた柔軟かつ機動的な研究体制を構築することなどにより、新規性・独創性を有する挑戦的な科学研究に取り組むとともに、研究者の自由な発想や新技術の組合せによるボトムアップ型の技術開発を推進する。これにより、将来を見据えた研究・技術シーズや我が国独自の独創的な技術基盤を創出する。

また、上述(1)から(3)の研究開発課題の成果最大化を図るとともに、MDAに資する海洋調査・観測体制の強化など、我が国の海洋政策等の推進に貢献するために、未踏のフロンティアへの挑戦に不可欠な海洋調査・観測用のプラットフォームを展開し、その運用技術及び技能の向上を図るとともに、海洋ロボティクス、深海探査技術、大水深・大深度掘削技術等の海洋調査・観測技術の高度化に取り組む。これにより、同プラットフォームの安全かつ効率的な運用を実現するとともに、氷海域及び深海底を含む多様な海洋・海底下環境に対応する高精度な探査・調査能力を獲得する。

2. 海洋科学技術における中核的機関の形成

(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元への推進等

機構が、経済・社会的課題や地球規模の諸課題の解決に貢献していくためには、国内外の大学や公的研究機関、民間企業等の関係機関との連携・協働関係を今まで以上に推進していくとともに、研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していく必要がある。このため、機構は、成果やノウハウ等を知的財産として権利化するのみならず、関係機関との新たな価値の協創のための連携体制の構築や、萌芽的研究開発等の実施による将来の技術シーズの創出に努める。その際、成果を経済・社会ニーズに即して分かりやすく情報提供するとともに、論文・特許等の研究開発成果を適切に把握・管理することが重要である。

機構は、我が国の海洋科学技術の中核的機関として、国際的な枠組みに対し積極的に協力するとともに、海外の主要な研究機関との連携を一層強化する。特に、国際深海科学掘削計画(IODP)の下で、地球深部探査船「ちきゅう」を用いた科学掘削プロジェクトの進展を図るため、関係機関との連携強化、プロジェクトへの我が国からの参加推進や参加国の増加等に取り組む。

機構の研究開発活動を活性化させ、その成果を更に発展させて社会へと還元していくために、種々の国のプロジェクトへ積極的に参画していくとともに、民間資金等の外部資金の積極的な導入を進める。

将来の海洋立国を担う研究者及び技術者を育成するため、大学、民間企業、公的研究機関等との連携体制を強化し、優れた若手研究者や大学院生等を国内外から積極的に受け入れるとともに、高等学校教育とも連携し、将来の海洋科学技術分野において活躍しうる人材を確保するための裾野拡大に取り組む。

国民の海洋科学技術に関する理解増進を図るため、国民各層の特徴等を踏まえた戦略的な普及広報活動を行う。活動にあたっては、機構単体では難しい層へも広く周知を行うべく、分野を問わず様々な企業・機関等と連携し、相乗効果を狙った活動にすることが重要である。

(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進

機構は、海洋科学技術の更なる向上のために、その保有する海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の施設設備を、産学官の多様な外部機関の利用に供する。

また、東京大学大気海洋研究所等との緊密な連携協力の下、学術研究の特性に配慮した船舶運航計画を策定し、これに基づき研究船の効率的な運航・運用を行い、大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し協力を行う。

研究活動を通じて得られたデータやサンプル等の海洋科学技術に関する情報等については、情報等の性質や重要性を踏まえて適切に整理・保管するとともに、研究者のみならず広く国民が利用しやすいよう、利用者のニーズに応じて適切に提供する。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1. 適正かつ効率的なマネジメント体制の確立

機構は、海洋科学技術の中核的機関としての役割を着実に果たすために、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化し、業務運営の効率化を図るとともに、リスク管理やコンプライアンスの徹底等内部統制を強化し、業務運営の適正化を図るものとする。特に、研究不正対策については、国のガイドライン等を遵守し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止する効果的な取組を推進する。また、更なる研究開発成果の向上を図るために、機構内での分野間の連携を強化し、法人一体となって課題に取り組める研究開発体制を構築するとともに、国の政策や国内外の研究開発等に関する最新の動向等を研究計画に反映させる。さらに、効果的・効率的な業務運営が行われているかを適時に点検し、更なる業務改善に反映していくなど、PDCA サイクルの実施を徹底する。

2. 業務の合理化・効率化

機構は、管理部門の組織の見直し、調達合理化、業務の電子化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、業務の合理化・効率化を図るものとする。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの及び拡充されるもの並びに法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、平成 30 年度を基準として、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 3%以上、その他の事業費（人件費及び公租公課を除く。）については毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるもの及び拡充されるものは翌年度から効率化を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、業務の公正性、透明性を確保しつつ契約の合理化を図る。また、内部監査や契約監視委員会により取組内容の点検・見直しを行う。

V 財務内容の改善に関する事項

機構は、予算の効率的な執行による経費の削減に努めるとともに、受託収入、特許実施料収入、施設・設備の使用料収入等の自己収入や競争的資金等の外部資金の確保、増加、活用等に努める。

独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行するものとする。必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進めるものとする。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、情報公開を行うとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、適切に情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、職員への研修を徹底する。また、対

策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

業務の遂行に当たっては、安全の確保に十分に留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。

2. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務運営を図るため、高い専門性、俯瞰力、リーダーシップ等を持った多様な人材の確保及び育成に取り組む。特に、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な研究者等を国内外から積極的に確保する。また、適材適所の人員配置や、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇を行うとともに、多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努め、生産性向上を図る。

3. 施設及び設備に関する事項

業務に必要な施設や設備については、老朽化対策を含め必要に応じて重点的かつ効率的に更新及び整備する。

国立研究開発法人海洋研究開発機構に係る政策体系図

別添

主な国の政策

【科学技術政策】

○第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）

- ▶ 様々な課題への対応に関連し、国家戦略上重要なフロンティアである「海洋」「宇宙」の適切な開発、利用及び管理を支える一連の科学技術について、長期的視野に立って継続的に強化 等

○海洋科学技術に係る研究開発計画

（平成29年1月文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会決定、平成31年1月改定）

- ▶ 極域及び海洋の総合的な理解とガバナンス強化
- ▶ 海洋資源の開発・利用
- ▶ 海洋由来の自然災害への防災・減災

【海洋政策】

○第3期海洋基本計画（平成30年5月閣議決定）

- ▶ 海洋状況把握（MDA）の能力強化
- ▶ 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進
- ▶ 北極政策の推進 等

国立研究開発法人海洋研究開発機構法

（機構の目的）

第4条（略）平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

【中長期目標期間における法人としての取組】

第3期海洋基本計画等に定められた施策を着実に実行し、以下の研究開発課題に取り組む。

1. 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発
2. 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発
3. 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発
4. 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発
5. 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発

独立行政法人国立高等専門学校機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)
(案)

平成31年〇月〇日

文部科学省

目 次

(序文)	1
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
2. 中期目標期間	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
3. 1 教育に関する目標	2
3. 2 社会連携に関する目標	4
3. 3 国際交流に関する目標	5
4. 業務運営の効率化に関する事項	5
4. 1 一般管理費等の効率化	5
4. 2 給与水準の適正化	5
4. 3 契約の適正化	6
5. 財務内容の改善に関する事項	6
6. その他業務運営に関する重要事項	6
6. 1 施設及び設備に関する計画	6
6. 2 人事に関する計画	6
6. 3 情報セキュリティについて	7
6. 4 内部統制の充実強化	7

※3. 1～3. 3までの各項目を一定の事業等のまとめりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「機構法」という。）別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする（機構法第 3 条）。

これまで、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきている。また、卒業生の約 4 割が国立高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学している。

また、「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」は、モンゴル、タイ、ベトナムをはじめ、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。

このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15 歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保し、5 年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。

加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society 5.0 で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。

こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色を生かしつつ、法人本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のと

おりとする。

(別添) 政策体系図

2. 中期目標期間

中期目標期間は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3. 1 教育に関する目標

実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通し、製造業をはじめとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。

(1) 入学者の確保

15 歳人口が減少する中で、中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学生の進路指導に携わる者等のみならず、広く社会に対して国立高等専門学校の特性や魅力について認識を深める広報活動を組織的・戦略的に展開するとともに社会の変化を踏まえた入試を実施することによって、十分な資質、意欲と能力を持った入学者を確保する。

(2) 教育課程の編成等

Society 5.0 で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成するため、51 校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。その際、工学・商船分野を基礎としつつ、その他の分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力等を備え、海外で活躍できる技術者を育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための体制作りを推進する。

このほか、全国的なコンテストや海外留学、ボランティア活動など、「豊かな人間性」の涵養を図るべく学生の様々な体験活動の参加機会の充実に努める。

(3) 多様かつ優れた教員の確保

高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。

また、ファカルティ・ディベロップメントなどの研修の組織的な実施や優秀な教員の表彰を継続し、教員の教育研究力の継続的な向上に努める。

(4) 教育の質の向上及び改善

国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進めるとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育を実践・実質化するとともに、社会ニーズを踏まえた見直しに努め、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。

さらに、学校教育法第 123 条において準用する同法第 109 条第 1 項に基づく自己点検・評価や同条第 2 項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。

実践的技術者を育成する上での学習の動機付けを強めるため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決を目指した実践的な教育に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。

(5) 学生支援・生活支援等

中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約 4 割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え、進路選択や心身の健康等安心安全な生活上の支援を充実させる。また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。

【重要度：高】

本法人は学校教育法第一条に定める学校を設置する唯一の独立行政法人であり、法人の設置目的に鑑み、「教育に関する目標」の重要度を高く設定することが適当である。今後、Society 5.0 をはじめとする社会変革に対応するとともに、海外で活躍できる技術者を育成することは、本法人において重要な業務である。

【評価指標】

3. 1-1 入学者の状況
3. 1-2 学生の学習状況や満足度等の状況

- 3. 1-3 教員構成の状況
- 3. 1-4 学生の学習状況や満足度等の状況（再掲）
- 3. 1-5 学生の就職状況

【目標水準の考え方】

3. 1-1 少子化が進む状況においても、多様かつ優秀な学生を確保することができたか、少子化率、現在の入学志願倍率（第3期中期目標期間の平均志願倍率：1.74倍）、入学者における女子学生比率（2018年度女子学生比率：本科...21.8%、専攻科...11.7%）、留学生比率（2018年度留学生比率：本科...0.03%、専攻科...0.07%）等を参考に判断する。

3. 1-2 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。

3. 1-3 教員の取得学位、実務家教員、女性教員、外国人教員、若手教員、他機関とのクロスアポイントメントを活用した教員等の比率を参考に判断する。

3. 1-4 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。（再掲）

3. 1-5 学生の就職状況（第3期中期目標期間のうち、実績が明らかになっている2014～2017年度の平均就職率：本科...99.4%、専攻科...99.2%）を参考に判断する。

3. 2 社会連携に関する目標

各国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化させ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、国立高等専門学校における共同研究などの成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開する。

地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。

【評価指標】

- 3. 2-1 共同研究・受託研究の受入状況
- 3. 2-2 国立高等専門学校における地域連携等に係る取組の報道状況

【目標水準の考え方】

3. 2-1 企業との共同研究を通じた教育は、国立高等専門学校における実践的

な教育の一例であることから、地元企業をはじめ、外部機関との連携状況として、共同研究や受託研究の受入状況を参考に判断する。

3. 2 - 2 地域連携の取組や学生生活動等、国立高等専門学校における様々な取組の報道状況を参考に判断する。

3. 3 国際交流に関する目標

各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」の正しい理解を得つつ、海外における導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。

学生が積極的に海外へ飛び立つ機会を拡充するとともに、教員や学生の国際交流を安全面に十分な配慮をしつつ、積極的に推進する。

学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みつつ、国際交流の中で優秀な留学生を適切に受け入れる。

【評価指標】

3. 3 - 1 海外留学や海外インターンシップ等の実施状況

3. 3 - 2 在校生における留学生比率の状況

【目標水準の考え方】

3. 3 - 1 海外留学や海外インターンシップ等を経験した学生の割合（第3期中期目標期間中の平均値：本科...4.3%、専攻科...12.9%）を参考に判断する。

3. 3 - 2 在校生に占める留学生の割合（第3期中期目標期間中の平均値：本科...0.92%、専攻科...0.33%）を参考に判断する。

4. 業務運営の効率化に関する事項

4. 1 一般管理費等の効率化

高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

4. 2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

4. 3 契約の適正化

業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。

さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。

5. 財務内容の改善に関する事項

5. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理

理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保しつつ、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分に取り組む。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

5. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加

社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の増加により、財政基盤を強化する。

6. その他業務運営に関する重要事項

6. 1 施設及び設備に関する計画

各国立高等専門学校の施設等の老朽化の状況を踏まえつつ、教育研究・特色に応じて策定した施設整備計画に基づき、安全性の確保や多様な利用者に対する配慮を踏まえるとともに、社会の変化や時代のニーズ等、国立高等専門学校を取り巻く環境の変化を踏まえた高等専門学校教育の一層の高度化・国際化を目指した整備・充実を計画的に進める。

教職員・学生の健康・安全を確保するため各国立高等専門学校において実験・実習・実技に当たっての安全管理体制の整備を図る。科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。

6. 2 人事に関する計画

全国に 51 ある国立高等専門学校を設置する法人としての特性を踏まえつつ、理事長のリーダーシップのもと、教職員の業務の在り方を見直すとともに、人員の適

正かつ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアパスやダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革に取り組む。

高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。(再掲)

教職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。

6. 3 情報セキュリティについて

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

6. 4 内部統制の充実強化

理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。その際、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するとともに、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。

国立高等専門学校機構に係る政策体系図

○独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号） （機構の目的）

第三条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を
設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上
と均衡ある発展を図ることを目的とする。

<個別法に定める業務>

- ① 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。
- ③ 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

<新たな課題>

36

<社会的な変化>

- Society5.0時代を迎えるに当たって、人工知能（AI）、ビッグデー
タ、Internet of Thing（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化
- 人口減少が進む中、人生100年時代が到来、働き方改革、
全ての人が元気に活躍できる社会の構築
- 地方創生の機運の高まり

<社会ニーズを踏まえた教育の高度化・国際化>

- 実践的な技術者教育を通じた実践的・創造的な技術者育成の質保証
- 工学・商船分野を基礎としつつ、他分野との連携強化
- 企業の海外進出に伴い、海外で活躍できる技術者の育成

<海外からの期待>

- アジアを中心に日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）に対する
諸外国からの要望
- モンゴル、タイ、ベトナムに設置したリエゾンオフィスの機能強化
- 留学生の受け入れに向けた支援体制の整備

<マネジメント改革>

- 学校を運営する法人として、継続的・安定的な財務基盤を確保
- ダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革
- 理事長のリーダーシップのもと、各高専の教育活動の自主性・自律性や
特徴を尊重しつつ、共通課題に対する法人のマネジメント機能の強化

【第4期中期目標期間における法人が果たすべき役割】

- 国立高等専門学校を設置・運営し、実践的・創造的技術者を養成
- 社会構造・産業構造の変化に応じた技術者教育の高度化・国際化を図るため、国立高等専門学校に対するイニシアティブを発揮
- 諸外国のニーズに応じて、我が国特有のユニークな教育制度である“日本型高等専門学校教育制度”の導入支援に取り組む
- これらを支える、マネジメント改革（財務構造、人事マネジメント、働き方改革、働き方改革、情報セキュリティ等）を確立

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)
(案)

平成31年〇月〇日

文部科学省

目 次

(序文)	- 1 -
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	- 1 -
II. 中期目標期間	- 2 -
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	- 2 -
1 大学等の評価	- 2 -
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	2
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	2
2 国立大学法人等の施設整備支援	- 3 -
(1) 施設費貸付事業	3
(2) 施設費交付事業	3
3 学位授与	4
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	4
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	4
(3) 学位授与授業の普及啓発	4
4 質保証連携	5
(1) 大学連携・活動支援	5
(2) 国際連携・活動支援	6
5 調査研究	7
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	7
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	7
IV. 業務運営の効率化に関する事項	- 8 -
1 経費等の合理化・効率化	- 8 -
2 調達等の合理化	- 9 -
3 給与水準の適正化	- 9 -
V. 財務内容の改善に関する事項	- 9 -
1 効率的な予算執行	9
2 資産の有効活用	9

VI. その他業務運営に関する重要事項.....	- 9 -
1 内部統制.....	- 9 -
2 情報セキュリティ対策.....	9
3 人事に関する計画.....	9

※Ⅲ. 1～5までの各項目を一定の事業等のまとめりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成 3 年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。

現在、我が国では「Society 5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学においては、その役割や特色・強みをより一層明確にし、教育研究の質を向上させる改革が急務となっている。また、少子化が進展する中で、各大学が質の高い教育研究活動を行っていくためには、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、大学等の連携を円滑に進める仕組みの構築が必要とされている。一方、世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性を確保することが大きな課題となっている。また、2018 年の WHO の統計によると、我が国の健康寿命は 74.8 歳であり、世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するために、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。加えて、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合したことによる相乗的な効果をより発揮する観点から、今後は、それぞれの機関が蓄積していた教育研究情報及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支

援していくことが望まれている。

以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。

(別添) 政策体系図

II 中期目標期間

機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学等の評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。

また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。

これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

【評価指標】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）
- 1-2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
- 1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

（1）施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び

経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

【評価指標】

- 2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断）
- 2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：6箇所）、債権回収率（平成26～30年度の実績：毎年100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成26～30年度の各年度平均実績：16箇所）等を参考に判断する。
- 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：13箇所）等を参考に判断する。

3 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校の卒業生等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。

(3) 学位授与事業の普及啓発

機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。

【評価指標】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

(1) 大学連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。

③ 大学ポータル

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポータルを運用する。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

【評価指標】

- 4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断）
- 4-1-2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断）
- 4-1-3 大学ポータルサイトの運用状況（参加大学数等を参考に判断）
- 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断）
- 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況（交流実績や成果等を参考に判断）
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（情報提供の件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4-1-2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。
- 4-1-3 大学ポータルサイトを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。
- 4-1-4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。
- 4-2-1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（平成26～30年度の各年度平均実績：29回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。

5 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。

- (1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

【評価指標】

- 5-1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況
- 5-2 社会への調査研究の成果の提供状況
- 5-3 研究成果の公表状況

【目標水準の考え方】

- 5-1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。
- 5-2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。
- 5-3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行等

自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

2 資産の有効活用

保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。

また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る政策体系図

1. 国の政策目標・方針等

■ 文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上、施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備
■ 教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

目標(4) 問題発見・解決能力の修得、目標(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、

目標(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、目標(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 等

■ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会)

・人生100年時代を見据え、様々な年齢や経歴を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、

高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。

・ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(以下「東京規約」という。)」の発効を受け、

国内情報センター(National Information Centre: NIC)の設立準備を進める。

・我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等

■ 国立大学経営力戦略(平成27年6月16日 文部科学省)

・国立大学が、その役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、

法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる

■ 人づくり革命 基本構想(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

・大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちで大学改革を進めなければならない

2. 機構の目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条)

3. 機構の事業

各事業の実施を通じ、我が国の高等教育の質の向上を支援し、我が国高等教育の発展に寄与

評価事業	学位授与事業
国際通用性の高い評価の実施 (認証評価、国立大学教育研究評価等)	多様な学習成果に基づく 学位取得の機会の提供
情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携	質保証連携
	調査研究
	質保証に係る調査研究の推進
	施設費貸付・交付事業 国立大学等の 施設費等の貸付・交付

独立行政法人労働者健康安全機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 31 年〇月〇日
厚生労働大臣 根本 匠

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

近年、少子高齢化の進展に伴い就業構造及び経営環境が大きく変化し、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。このため、事業者が取り組むべき労働者の健康確保及び労働災害防止対策の在り方も変化しており、過労死等防止対策、メンタルヘルス対策及び職業性疾病の防止対策等、広範な課題に対して、厚生労働省は、労働者一人一人の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の取組を実施していく必要がある。

こうした中で、機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的のもと、研究施設の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と病院の臨床研究機能を合わせ持つ国内唯一の法人として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び疾病の予防から職場復帰までの取組等を先導的に実施している。

一方、平成 30 年 7 月 6 日に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）において、国の施策として、治療と仕事の両立等が新たに規定されることとなった。

働き方改革が目指す、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創るためには、厚生労働省は、働く人々の視点に立った取組を着実に進めていく必要があり、国の労働政策の一翼を担う機構においては、治療と仕事の両立等のための第一線における取組を更に推進する必要がある。

これらを踏まえ、第 4 期中期目標期間においては、労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究をより一層実施するとともに、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施を図ることにより、労働者の健康及び安全の確保

並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(別添) 政策体系図及び一定の事業等のまとめ

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項

1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。

(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

ア プロジェクト研究

以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- ⑦ 社会科学系他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況

や政策への貢献度の検証を行うこと。

イ 協働研究

機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。

研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。

ウ 基盤的研究

国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

オ 過労死等に関する調査研究等

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。

過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

ア 職業性疾病等の原因、診断及び治療

イ 労働者の健康支援

ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

(3) 研究の実施体制等の強化

ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門に

において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。

イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。

ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。

エ 自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。

オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。

カ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。

(4) 国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

また、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。

ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得ること(成果ごとに、5 点(優れている)、4 点(やや優れている)、3 点(概ね妥当である)、2 点(やや劣っている)、1 点(劣っている))。

イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。

【目標設定の考え方】

類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。

【重要度：高】

業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。

(6) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。

ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。

イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。

中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上とすること。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

【目標設定の考え方】

法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件を中期目標期間における目標とした。

ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成 29 年度実績の 240 万回を踏

まえ、その5倍の1200万回以上とした。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。

2 労働災害の原因調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。

また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

【目標設定の考え方】

類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。

3 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1（6）の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研

究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度：高】

国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

疾病の予防から職場復帰等までを担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。

(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。

特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。

(2) 地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。

また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。

(3) 大規模労働災害等への対応

労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保するこ

と。

(4) 医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。

また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添）に基づく運用管理を図ること。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

そのため、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保すること。

【目標設定等の考え方】

平成 29 年度実績 84.2%を踏まえ、80%以上とした。

(6) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 2 万 900 件以上確保すること。

【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均）4187 件を踏まえ、2 万 900 件以上とした。

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病

院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

(9) 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。

また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。

【重要度：高】

労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）や第 13 次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

(1) 産業医及び産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。

ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。

イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。

また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。

エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。

【目標設定等の考え方】

産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成 29 年度実績（4 万 2640 + 7 万 3549 件 = 11 万 6189 件）の概

ね5%増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。

(3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。

イ インターネットの利用等による情報発信

インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。

(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。

また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。

【目標設定等の考え方】

平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。

また、具体的な改善事項がみられる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。

【重要度：高】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化し

て、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

【難易度：高】

小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。

また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。

6 治療と仕事の両立支援の推進

疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。

両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。

機構が作成した治療と就労の両立支援マニュアルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の

普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。

また、研修の受講終了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

【重要度：高】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

【難易度：高】

治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。

7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。

また、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。

さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな

医療技術等の開発及び普及を推進すること。

【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績の平均値 91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）を踏まえ、80%以上とした。

II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

（1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で 20 日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績（17.0 日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第 3 期中期目標期間の目標値である「25 日以内」から 5 日の短縮となる「20 日以内」を第 4 期中期目標期間の目標として設定した。

（2）情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

【重要度：高】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

2 納骨堂の運營業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年 90%以上得ること。

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績（94.8%）をもとに、第 4 期中期目標期間の目標として設定した。

【重要度：高】

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化・効率化

機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。

2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業並びに労働災害調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ削減すること。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳し

く検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

(3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

1 外部資金の活用等

外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

3 労災病院の経営改善

(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。

(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

(3) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。

(4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

4 保有資産の見直し

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。

(3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。

また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。

(5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理を行うこと。

3 内部統制の充実・強化等

内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。

4 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

5 情報セキュリティ対策の推進

機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対策を講じること。

また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

6 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人労働者健康安全機構
第4期中期目標における「一定の事業等のまとめり」

- 1 研究及び試験事業（第3-I-1）
- 2 労働災害調査事業（第3-I-2）
- 3 化学物質等の有害性調査事業（第3-I-3）
- 4 労災病院事業（第3-I-4）
- 5 産業保健活動総合支援事業（第3-I-5）
- 6 治療就労両立支援事業（第3-I-6）
- 7 専門センター事業（第3-I-7）
- 8 未払賃金立替払事業（第3-II-1）
- 9 納骨堂の運営事業（第3-II-2）
- 10 看護専門学校事業（第6-1（3）イ）
- 11 労働安全衛生融資貸付事業（第6-2）

独立行政法人 労働者健康安全機構 政策体系図

働く人の健康と安全の確保の現状と課題

- 労働災害による年間65万人の被災者や1,000人近い死亡災害の発生
- 職場で強いストレスを感じる労働者が約6割
- 治療と職業生活の両立支援件数が増加見込み
- 胆管がんや膀胱がんなどの化学物質による重篤な健康障害が発生

課題への対応

- 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見の収集・分析
- 現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発
- 労働災害防止対策の推進
- 健康障害予防対策・健康管理の推進
- 負傷し又は疾病を持つ労働者への治療と就労の両立支援の実施

厚生労働省の政策

社会復帰促進事業

- ①被災労働者の社会復帰の促進
- ②被災労働者とその遺族の援護
- ③労働者の安全と衛生の確保等

第13次労働災害防止計画

- ①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働者健康安全機構のミッション

- 臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究といった機能を有する施設の協働による予防・治療及び職場復帰支援の総合的な実施
- 労働安全衛生関係法令の改正等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究の実施

第4期中期目標期間における労働者健康安全機構の主要な事務・事業

研究及び試験事業

- 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化
- 労働分野の協動的な研究の推進
- 厚生労働省の政策担当部門との連携及びPDCAの取組の推進
- 国際貢献、海外への発信

労災病院・専門センター事業

- 勤労者医療の推進
- 地域医療への貢献
- 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

産業保健活動総合支援事業

- 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修の充実
- 中小企業・小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

未払賃金立替払事業

- 事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

治療就労両立支援事業

- 治療就労両立支援モデル事業の推進
- 人材育成の推進
- 両立支援コーディネーターの養成
- 産業保健総合支援センターと地域資源との連携

納骨堂の運営事業

- 産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂（高尾みころも霊堂）の環境整備
- 産業殉職者合祀霊堂の実施 など

独立行政法人国立病院機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 31 年 2 月●日

厚生労働大臣 根本 匠

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、全国 141 の病院を 1 つの法人として運営している。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025 年（平成 37 年）までにいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、国は医療、介護、予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進している。また、2025 年に目指すべき医療提供体制の実現について、各都道府県で地域医療構想を策定し、その実現に向けた検討が進められている。さらに、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズが増加し多様化している。加えて、2025 年以降現役世代の人口急減という新たな局面において労働力の制約が強まる中で、高齢者人口がピークとなる 2040 年（平成 52 年）頃において必要とされる医療サービスを確保していくためには、これを見据えた対応も求められる。

こうした政策目的の実現のため、機構には、全国的な病院ネットワークを活用しながら、引き続き、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療や、災害等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しつつ、今後は、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進め、地域の医療需要の変化への自主的な対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力を期待する。併せて、これからの医療サービスの生産性向上に向けたテクノロジーの実用化推進やデータヘルス改革、タスク・シフティングを担う人材育成など我が国の課題解決に資する取組も期待する。

(別添) 政策体系図

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 診療事業

患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。

(1) 医療の提供

患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。

また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。

さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパス^{※1}の活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。

※1 クリティカルパス…疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画

【指標】

- ① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 専門性の高い職種の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）にも資す

るため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：平成26年度43人、平成27年度62人、平成28年度75人、平成29年度92人）

- ② 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は、医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進に資することから、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：認定看護師 平成26年度730人、平成27年度798人、平成28年度916人、平成29年度972人 専門看護師 平成26年度46人、平成27年度54人、平成28年度56人、平成29年度59人 認定薬剤師 平成26年度49人、平成27年度46人、平成28年度57人、平成29年度58人 専門薬剤師 平成26年度12人、平成27年度25人、平成28年度24人、平成29年度27人）

- ③ クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、クリティカルパスを実施している病院における新規入院患者数に占めるクリティカルパスの実施割合を、質の高い医療の提供や患者の目線に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：平成26年度47.4%、平成27年度46.9%、平成28年度48.6%、平成29年度47.2%）

【重要度：高】

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。

（2）地域医療への貢献

地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。

また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図

ること。

【指標】

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）、通所事業の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合である紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。(過去実績：平成26年度67.4%、平成27年度69.3%、平成28年度73.0%、平成29年度74.2%)

- ② 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。(過去実績：平成26年度54.6%、平成27年度56.3%、平成28年度59.5%、平成29年度61.0%)

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

- ④ 地域包括ケアシステムの構築においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援実施件数を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：平成26年度6万2871件、平成27年度6万3610件、平成28年度8万

5714 件、平成 29 年度 11 万 6986 件)

- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む）及び通所事業の延べ利用者数を、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。

【重要度：高】

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

【難易度：高】

機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。

(3) 国の医療政策への貢献

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。

災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMA T事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。

重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に

対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。

【指標】

- ① 事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）を、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院で整備すること。
- ② 後発医薬品の使用割合を、毎年度、政府目標の水準を維持しつつ、平成35年度までに数量ベースで85%以上とすること。
- ③ 地域の在宅医療を支援する観点から、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること（再掲）。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ① 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、BCP整備済病院数を、国の危機管理体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加させ、速やかに全病院でBCPを整備するよう設定する。（平成30年11月末時点 15病院）

- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）により、政府目標として、後発医薬品の使用割合が定められていることから、同使用割合を、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、同方針により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を2020年9月までに80%にすると定められているが、機構では既に政府目標を上回る水準にあることから、さらに高い目標として85%とするよう設定する。（過去実績：平成26年度66.4%、平成27年度72.7%、平成28年度78.7%、平成29年度83.5%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。

【重要度：高】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。

【難易度：高】

必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。

また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。

2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。

また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組む、臨床疫学研究の推進等を行うこと。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。

さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。

加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。

【指標】

英語原著論文掲載数を、毎年、前年より増加させ、平成35年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいることから、英語原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年、前年より増加させ、平成35年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加するよう設定する。(過去実績：平成30年1467本)

【重要度：高】

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

【難易度：高】

機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、平成35年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行うこと。

さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。

【指標】

- ① 職種毎の実習生の延べ受入日数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 質の高い医療従事者の育成のためには、医師、看護師、薬剤師等を目指す学生に対する卒前教育が重要であることから、実習生の延べ受入日数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：医師・歯科医師 平成26年度1万9405人日、平成27年度1万9985人)

日、平成 28 年度 1 万 8018 人日、平成 29 年度 2 万 2551 人日 看護師 平成 27 年度 43 万 768 人日、平成 28 年度 44 万 2249 人日、平成 29 年度 44 万 9093 人日 薬剤師 平成 26 年度 2 万 8765 人日、平成 27 年度 2 万 7534 人日、平成 28 年度 3 万 1955 人日、平成 29 年度 3 万 5896 人日)

- ②③ 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、地域医療従事者及び地域住民を対象とした研修会の開催件数を、教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：地域の医療従事者を対象とした研修会 平成 26 年度 3451 件、平成 27 年度 3434 件、平成 28 年度 3461 件、平成 29 年度 3563 件 地域住民を対象とした研修会 平成 26 年度 1283 件、平成 27 年度 1384 件、平成 28 年度 1550 件、平成 29 年度 1596 件)

- ④ 特定行為研修は、専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師を育成するものであることから、その修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。(過去実績：平成 28 年度 10 人、平成 29 年度 8 人)

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制

法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。

また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。

さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。

2 経費の節減及び資源の有効活用

人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。

調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センター

をいう。) 、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。

後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるようより一層の採用促進を図ること。

投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと。

保有資産の有効活用にも取り組むこと。

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費、新規・拡充業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図ること。

上記1及び2の取組により、中期目標期間を通じた損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

【指標】

中期目標期間を通じた損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。

(指標の設定及び水準の考え方)

中期目標期間の5年間を通して事業の継続性を図り、通期で黒字経営することが重要であることから、中期目標期間を通じた損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とするよう指標を設定する。また、業務実績の評価においては、目標達成に向けた経営改善に係る取組についても適切に評価するものとする。(過去実績：平成26年度101.6%、平成27年度100.1%、平成28年度99.3%、平成29年度99.8%)

【難易度：高】

病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、中期目標期間を通じた損益計算において、機構全体として経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。

また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。

また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。
さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。

2 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。

3 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。

4 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

5 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人国立病院機構の政策体系図

国の医療政策における課題・現状

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までに「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

また、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL 向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、多様化している。

厚生労働省の政策目標

【基本目標】安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

(主な施策目標)

- 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- 医療従事者の資質の向上を図ること
- 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
- 医療安全確保対策の推進を図ること
- 政策医療（国が医療政策として担うべき医療）を推進すること

第4期中期目標期間における法人が果たすべき役割

<診療事業>

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域の医療需要の変化に対応し、地域医療構想の実現に貢献
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 国の危機管理に際して求められる医療について、病院ネットワークを活かし確実に提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供

<臨床研究事業>

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(※)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

<教育研修事業>

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施

独立行政法人医薬品医療機器総合機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成*年*月*日

厚生労働大臣

根本 匠

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）ことを通じて、国民保健の向上に資することを目的としている。

我が国では少子高齢化の進行により人口構造が変化していく中で、高齢化がピークを迎えるとともに、現役世代の人口が急減する 2040 年（平成 52 年）頃を見据えた政策の検討が政府全体として喫緊の課題となっている。

また、医薬品、医療機器及び再生医療等製品等を取り巻く環境は、AI 技術やゲノム情報等の活用によるイノベーションの急速な進展、グローバル化による企業間の国際競争の激化など、めまぐるしく変化しており、規制面においても「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）について、現在、政府において見直しを検討している。

政府としては、有効かつ安全で革新的な医薬品、医療機器及び再生医療等製品等について、患者ニーズの視点に立ち、必要とする患者への迅速な提供及び安全対策の充実・強化を図っていかなければならない。

あわせて、医薬品等を使用して健康被害に遭われた方の迅速な救済をしていくことも国民から求められており、そのための適切な施策を講じていく必要がある。

施策の実現には、健康被害救済、医薬品、医療機器及び再生医療等製品等の承認審査及び安全対策における科学的な判断に基づく根拠を提供する機構の役割が非常に重要であり、第 4 期中期目標期間においては、機構の業務運営の更なる効率化及び質の向上を図るべく、以下の取組を行っていくものとする。

（別添）政策体系図

第 2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成 31 年 4 月から平成 36 年 3 月までの 5 年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 健康被害救済給付業務

健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。

このため、以下の目標を設定する。

(1) 救済制度に関する広報及び情報提供の拡充

医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方が、救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。

(2) 請求事案の迅速な事務処理の実施

- ① 救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。
- ② 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。

【評価における指標】

中期目標期間の各年度において全請求件数の60%以上を6月以内（請求から支給・不支給決定までの期間）に処理すること。（平成29年度実績 69.3%）

【目標の設定及び水準の考え方】

前中期目標期間中の実績を踏まえ指標を設定する。

(3) 審査部門、安全対策部門との連携を図ること

救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有すること。

(4) 保健福祉事業の着実な実施を図ること

【重要度：高】

医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。

【難易度：高】

先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途を辿っている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学的薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、近年増加している難解な請求事案が一層増加することが予測される。

請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の60%以上を6月以内に処理することは、極めて難易度が高い。

2 スモン患者等に対する給付業務

スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者等に対する給付業務等を適切に実施すること。

3 審査業務

審査業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるため、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図ること。また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。

このため、以下の目標を設定する。

(1) 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施

① 新医薬品審査関係

ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、業務の質の向上を図ること。

イ 先駆け審査指定制度^(注1)、条件付き早期承認制度^(注2)の適切な運用及びレギュラトリーサイエンス^(注3)戦略相談（以下「RS戦略相談」という。）等の充実を図ること。

ウ 国内外のガイドラインに対応した適切な審査・相談を実施すること。

(注1) 一定の要件を満たす画期的な新医薬品・医療機器等について、開発早期の段階から対象品目に指定し、承認に係る優先相談・優先審査を実施する制度。

(注2) 重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患の医薬品等で新たな臨床試験の実施が困難なものについて、一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、市販後に有効性・安全性の再確認のために必要な調査を承認条件に付与することで、当該医薬品等を早期に承認する制度。

(注3) 科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づいた確かな予測、評価及び判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。

② ジェネリック医薬品審査関係

迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。

- ③ 一般用医薬品、医薬部外品審査関係
迅速な審査、予見可能性及び業務の質の向上並びに相談者のニーズに適合した相談事業の充実を図ること。
- ④ 信頼性保証関係
 - ア 適合性調査を効率的に実施すること。
 - イ リアルワールドデータ^(注4)の申請資料への活用に向けた検討等を行うこと。
(注4) 実臨床の環境において収集された安全性・有効性の評価に係る各種電子的データ。
- ⑤ 品質管理関係
 - ア GMP^(注5) 実地調査体制の充実を図ること。
 - イ 無通告査察を着実に実施できる体制を確保すること。
 - ウ 新しい製造技術への的確に対応すること。
 - エ 都道府県等の調査担当職員の質の向上に寄与すること。
(注5) 医薬品及び医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の基準 (Good Manufacturing Practice の略)。

【評価における指標】

- 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を**別紙のとおり**設定する。
- 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。
 - (1) 先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及びR S戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。(平成29年度実績 全件実施)
 - (2) 各年度に承認された要指導医薬品・一般用医薬品^(注6)のうち、50%以上の品目について、申請受付日から90日以内に初回照会事項を送付すること。
(注6) 要指導医薬品は、医師による処方箋は不要だが、薬剤師が対面で販売しなければならない医薬品。一般用医薬品は、医師による処方箋も薬剤師の対面販売も不要の医薬品。

【目標の設定及び水準の考え方】

- 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績を踏まえ指標を設定する。
- 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績を踏まえ指標を設定する。

(2) 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施

- ① 医療機器審査関係
 - ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。
 - イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。
 - ウ 後発医療機器の審査の合理化及び次世代評価指標の構築によるイノベーションへの的確な対応を行うこと。
- ② 体外診断用医薬品審査関係
 - ア 迅速な審査の実施、予見可能性及び業務の質の向上を図ること。
 - イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。

- ③ 再生医療等製品審査関係
 - ア 世界最速レベルの審査期間の堅持及び業務の質の向上を図ること。
 - イ 先駆け審査指定制度の適切な運用及びR S戦略相談等の適切な実施を図ること。
- ④ 信頼性保証関係
 - ア 適合性調査を効率的に実施すること。
 - イ リアルワールドデータの申請資料への活用に向けて適切に対応すること。
- ⑤ 品質管理関係
 - ア QMS^(注7) 実地調査体制の充実を図ること。
 - イ 単回使用医療機器に係る再製造品目^(注8)の相談や調査を適切に実施すること。
 - ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。
 - エ 登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。
 - オ GCTP^(注9) 調査に係るガイドラインの作成協力・相談体制の構築を図ること。

(注7) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System の略)。

(注8) 添付文書等において、一回限り使用できるとされている医療機器を医療機器製造販売業者が適切に収集し、分解、洗浄、部品交換、再組立て、滅菌等の処理を行う品目をいう。

(注9) 再生医療等製品の製造所における製造管理及び品質管理の基準 (Good Gene, Cellular and Tissue-based Products Manufacturing Practice の略)。

【評価における指標】

- 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。
- 2 審査業務の質の向上に関して、先駆け審査品目、条件付き早期承認品目に関する相談及びR S戦略相談等の申込みに対して、全件相談を実施すること。(平成 29 年度実績 全件実施)

【目標の設定及び水準の考え方】

- 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績を踏まえ指標を設定する。
- 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績を踏まえ指標を設定する。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上

- ① レギュラトリーサイエンス研究の推進
 - ア 最先端科学技術の情報を評価し、ガイドラインの作成、ホライズン・スキヤニング^(注10)の手法の確立、他の研究機関等との包括的連携協定の推進等を図ること。
 - イ 職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進すること。

(注10) レギュラトリーサイエンスに基づき、どのような革新的技術が登場しつつあるのかの網羅的調査と、それが規制に及ぼす影響の評価を行い、革新的技術に対する適切な規制構築に役立つ取組。
- ② 次世代評価手法^(注11)の活用推進

- ア 電子データの審査への活用による審査の効率化及び質の向上を図ること。
- イ 電子データの活用による臨床評価ガイドラインの策定や疾患モデルの構築^(注12)を図ること。
- ウ リアルワールドデータ活用による革新的医薬品等の早期実用化への的確な対応を行うこと。

(注11) 電子データを活用した能動的な解析・研究による承認審査や相談の質の向上に関する取組。

(注12) 医薬品開発を効率化するため、疾患の進行の時間推移を数式で表したモデルを作成し、臨床試験においてシミュレーションを実施できるようにすること。

【評価における指標】

新医薬品の審査において、臨床試験データを活用した解析を行い、その解析結果を踏まえた指摘や助言を実施できるようにすること。また、申請企業のための研修の実施や電子データ作成の支援を行うこと。

【目標の設定及び水準の考え方】

新医薬品の審査における臨床データの活用を推進することにより、審査・相談の質の高度化及び審査の効率化を図るため指標を設定する。

(4) 国際化の推進

- ① 国際的リーダーシップの発揮
多国間交渉・国際会議における議論と規制調和に貢献すること。
- ② 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の充実強化
「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の活動を通じ、アジア規制当局のレベルアップに貢献すること。

【評価における指標】

アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること。（平成29年度実績 アジア諸国において実施したセミナー回数 延べ4回）

【目標の設定及び水準の考え方】

アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、出席者の満足度・理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受け入れ推進等へ繋げるため、指標を設定する。

【重要度：高】

- 1 医薬品・医療機器の迅速な審査の実施について、引き続きイノベーションに対応

した有効性・安全性評価を実施するための審査の質の向上を図りつつ、現状の審査期間を堅持する必要がある。

- 2 革新的な技術を用いた医薬品、医療機器及び再生医療等製品等を迅速かつ安全に患者の元に届けるためには、個々の製品の特性に応じた有効性及び安全性を評価し適正な規制を行う必要がある。このための基盤となるレギュラトリーサイエンスの推進は、最新の科学的知見を踏まえつつ、実用化における課題を的確に見出し、解決へと導く上で必須であり、更なる業務の質の向上の観点から重要である。
- 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。

【難易度：高】

- 1 速やかな審査及び業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンスの推進による審査部門の多面的な活動が必要であり、難易度が高い。
- 2 最新の革新的技術をいち早く見出すホライゾン・スキャニング、治験データ及び電子診療情報等のリアルワールドデータに基づく解析については、十分な知見が得られていないため、その方法論等から検討する必要がある、難易度が高い。
- 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められ、難易度が高い。

4 安全対策業務

安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止、発生時の的確・迅速な対応を行うことが重要である。

また、国民が安心して世界最先端の医薬品等の恩恵を受けられるように、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。

このため、以下の目標を設定する。

(1) 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施

- ① MID-NET[®] (注13) 等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価を推進すること。
- ② 副作用・不具合報告の迅速な整理・評価を行うこと。
- ③ 医療機関報告の充実のため、普及啓発活動を推進すること。

- ④ 患者からの副作用情報を安全対策に活用すること。

(注 13) 機構が運営する医療情報データベースシステムのこと。全国 10 拠点 23 病院の協力医療機関が保有する電子的な医療情報を収集、分析システムを構築し、安全対策への利活用を進める。

(2) 医療関係者、患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ

添付文書の確実な提供、リスクコミュニケーションの強化及び医薬品リスク管理計画（RMP）を含む安全性情報の医療現場における更なる活用の推進を図ること。

(3) 審査部門、救済部門との連携を図ること。

- ① 市販後安全対策の視点で審査時の安全性評価・リスク管理計画の策定等を行うとともに、審査時の論点を市販後安全対策に活かすことで、審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策につながるよう、審査部門との連携を図ること。
- ② 救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、安全対策に活用できるように、救済部門との連携を図ること。

【評価における指標】

- 1 医療機関からの医薬品の副作用報告に係るフォローアップ調査を、調査が必要と判断される全ての報告について実施すること。
- 2 「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）等（以下「新記載要領」という。）に基づく製造販売業者からの添付文書改訂に関する相談を平成 34 年度中に全件終了すること。
- 3 新記載要領に対応して届出のあった添付文書を、平成 35 年度までに全てホームページに掲載すること。
- 4 医薬品医療機器等法第 68 条の 10 の規定に基づき報告された医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等を 4 月以内にラインリストとして公表すること。
- 5 国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書について、2 日以内にホームページに掲載すること。

【目標の設定及び水準の考え方】

- 1 医薬品・医療機器の副作用・不具合情報等の収集、評価及びその結果に基づく安全対策の措置が迅速かつ確実に実施されるための指標として設定する。
- 2 新記載要領に基づく添付文書の改訂が早期に確実に実施されるための指標を設定する。

(4) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上

- ① レギュラトリーサイエンス研究の推進
- ア 他の研究機関等との包括的連携協定の推進を図ること。
- イ 職員による論文の査読付き雑誌への掲載を促進すること。

- ② 医療情報データベースの活用を通じた医薬品のベネフィット・リスク評価の質の向上

M I D - N E T[®]等を活用した薬剤疫学調査を促進すること。

- ③ M I D - N E T[®]の利活用の推進と連携の拡大

ア M I D - N E T[®]の利活用の推進と運営の安定化を図ること。

イ M I D - N E T[®]の連携先の拡大を図ること。

なお、連携拡大に向けては、協力医療機関の拡充並びにクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）をはじめとした他のデータベース及び協力医療機関以外の医療機関とのデータ連携等について検討を進め、利活用可能なデータの規模の拡充を図ること。また、個人情報の適切な取り扱いを確保すること。

ウ データ標準化促進に向け、関係先と連携し、データ品質の標準化に協力すること。

【評価における指標】

M I D - N E T[®]への理解を深めるため、製薬企業等への説明会等を積極的に実施すること。

【目標の設定及び水準の考え方】

M I D - N E T[®]を出来るだけ多くの製薬企業等に向けて説明会等を実施することにより、利活用の推進に繋げるため指標を設定する。

（5）国際化の推進

- ① 国際的リーダーシップの発揮

多国間交渉・国際会議における議論と規制調和に貢献すること。

- ② 「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の充実強化

「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」の活動を通じ、アジア規制当局のレベルアップに貢献すること。

【評価における指標】

アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等において年2回以上のトレーニングを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること。（平成29年度実績 アジア諸国において実施したセミナー回数 延べ4回）

【目標の設定及び水準の考え方】

アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、出席者の満足度・理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受け入れ推進等へ繋げるための指標を設定する。

【重要度：高】

- 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。近年、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市販後の安全対策の重要性は益々増加している。
- 2 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。」とされており、MID-NET[®]等のリアルワールドデータを用いた安全対策の高度化に向けた取組を推進する必要がある。
- 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。

【難易度：高】

- 1 近年、画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品や新医療機器等が増加し、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品や新医療機器等による従来知見で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を必要とする検討が求められる。
また、リアルワールドデータなど、従来とは異なるデータを活用した評価及びそれに基づく安全対策の手法は、未だ世界的に確立していないことから、本目標達成のためには、方法論等の科学的検討や海外規制当局等との国際連携が必要であり、難易度が高い。
- 2 医療情報データベースを活用した安全対策の高度化に向けて、アカデミア、民間企業にも広く利活用の幅を広げ、標準化された共通の基盤のもとで安全性・有効性の評価が可能となるよう、運営の安定化に向けた取組を講じる必要がある。また、医療情報データベースと他のデータベースとの連携の推進は、データ品質の標準化等の課題解消に向けた関係機関との密接な連携が不可欠である。これらの目標達成には、医療情報データベースの中長期の安定的運営を基盤として、関係機関との協力・理解の促進が欠かせないため、難易度が高い。
- 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は欧米の規制当局との対話・調整のみならず、機構の審査結果の活用などを通じたアジア諸国との関係強化が求められ、難易度が高い。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 機構の役割、社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築

(1) 意思決定体制、業務執行体制の進化

- ① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行えるよう、適切なガバナンス体制を構築すること。
- ② 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。

(2) 規律ある職場の実現

規律ある職場の実現のため、役職員一人一人が機構の基本理念及び社会的倫理観、科学的評価の視点を持って行動すること。

(3) リスクマネジメントの強化

リスクの未然防止のため、組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応すること。

【重要度：高】

組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。

2 優秀な人材の確保・育成の推進

(1) 職員の成長と組織のパフォーマンスの向上

職員一人一人の成長と組織のパフォーマンスの向上を図るため、専門性を高めるための外部機関との交流を含め計画的かつ中立性に配慮した人材確保及び人材育成を行うこと。

(2) 人事評価制度及び給与制度等の見直し

優秀な人材を育成するため、人事評価制度及び給与制度等の見直しを進めること。

(3) 働き方改革への適切な対応

ワークライフバランスを推進するとともに、特に女性職員が能力を發揮できる環境整備等に取り組むこと。

3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動

(1) 業務実績の定期的な開示

各年度の業務実績について運営評議会に報告し、公表すること。

(2) 戦略的な広報活動

機構の業務成果及び社会的役割について、国民に対する効果的な情報発信の方法を検討し、広報活動を実施すること。

(3) 機構の業務実績の世界への発信

- ① 機構の活動内容を効果的に世界に発信すること。
- ② 「PMDA Updates」^(注14)の登録者数を増加させること。

(注14) 機構の活動内容を海外の規制当局等に情報提供するためのニュースレター

4 薬害の歴史展示コーナーの運営

薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営すること。

5 財務ガバナンスの強化

(1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立

- ① 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、機構全体で共有すること。
- ② 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じること。
- ③ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体の収支及び損益の状況を把握すること。
- ④ 機構全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講じることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図ること。

(2) 長期的に安定した財政運営を可能にする予算編成

- ① 各年度の費用を当該年度の収益で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指すこと。
- ② 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行うこと。
- ③ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施すること。
- ④ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後に大な財政負担とならない対策を講じること。
- ⑤ 厳格な予算執行管理を実施し、収入の範囲内での予算執行となるように努めること。

(3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進

- ① 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。

- ② 企画競争及び公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性透明性等が十分確保されるように実施すること。
- ③ 入札・契約について、契約監視委員会の事前点検を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受け、適正に実施すること。

(4) 運営費交付金充当経費における経費節減

不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費^(注15)、特殊要因^(注16)を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、平成35年度において、平成31年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

(注15) 振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費並びに公租公課。

(注16) 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。

(5) 運営費交付金の算定

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況に留意し、厳格に行うこと。

(6) 拠出金の安定的な徴収

- ① 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策拠出金制度の意義等を周知し、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保すること。
- ② 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実に行うこと。

(7) 財務状況の定期的な開示

- ① 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告すること。
- ② 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的な内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表すること。
- ③ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

本目標第4で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないように、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置及び退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。

科学技術の進歩に対応できる人材を確保していくため、外部機関との交流等を始めとして適切な能力開発・計画的な育成を実施すること。

2 セキュリティの確保

個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。

情報システムに係るセキュリティの確保に引き続き取り組むこと。

保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保すること。

3 積立金の処分に関する事項

前中期目標の期間の最後の事業年度において、通則法第 44 条の整理を行って、なお積立金（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）第 31 条第 1 項に規定する積立金をいう。）があるときは適切に処理すること。

4 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について着実に実施すること。

(別紙)

項目	指標 (審査期間 ^(注1))	目標の設定及び水準の考え方	平成29年度実績
新医薬品			
優先品目	当該年度に承認する全品目のうち80%を9月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち80%以上を9月以内に処理すること。	承認した全品目のうち80%を9.0月で処理
通常品目	当該年度に承認する全品目のうち80%を12月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち80%以上を12月以内に処理すること。	承認した全品目のうち80%を11.8月で処理
先駆け審査指定品目	全件を6月以内に処理	世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる新医薬品として指定された品目の早期実用化に向けた審査をより迅速に実施するため、全件を6月以内に処理すること。	平均4.6月
ジェネリック医薬品等			
新規申請	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち70%を10月以内(行政側期間 ^(注2))に処理	当該年度に承認する全品目のうち70%以上を10月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち70%を9.7月で処理
一部変更申請(通常品目)	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち55%を10月以内に処理	当該年度に承認する全品目のうち55%以上を10月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち55%を11.9月で処理
一部変更申請(通常以外)	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち55%を6月以内に処理	当該年度に承認する全品目のうち55%以上を6月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち55%を7.7月で処理
一部変更申請(迅速審査)	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち53%を3ヶ月以内に処理	当該年度に承認する全品目のうち53%以上を3月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち53%を3.4月で処理
一般薬、医薬部外品			
要指導・一般区分1から6及び殺虫剤等区分1, 2	中期目標期間最終年度において承認する全品目のうち50%を12月以内に処理	申請者ニーズを踏まえ、新規性の高い当該区分について、当該年度に承認する全品目のうち50%以上を12月以内に処理すること。	承認した全品目のうち50%を10.2月で処理
要指導・一般区分7, 8及び殺虫剤等区分3	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち70%を7月以内に処理	申請者ニーズを踏まえ、当該年度に承認する全品目のうち70%以上を7月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち70%を9.6月で処理
医薬部外品(通常品目)	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち70%を4.5月以内(行政側期間 ^(注2))に処理	申請者ニーズを踏まえ、当該年度に承認する全品目のうち70%以上を4.5月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち70%を4.6月で処理
医薬部外品(事前相談品目)	中期目標期間最終年度において承認する全品目を3.5月以内(行政側期間 ^(注2))に処理	申請者ニーズを踏まえ、事前相談を行った品目について、当該年度に承認する全品目を3.5ヶ月以内に処理すること。	(新規に設けた区分のため実績なし)
医療機器			
新医療機器(優先品目)	当該年度に承認する全品目のうち80%を10月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち80%以上を10月以内に処理すること。	承認した全品目のうち80%を9.6月で処理
新医療機器(通常品目)	当該年度に承認する全品目のうち80%を14月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち80%以上を14月以内に処理すること。	承認した全品目のうち80%を12.0月で処理
改良医療機器(臨床あり)	当該年度に承認する全品目のうち60%を10月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち60%以上を10月以内に処理すること。	承認した全品目のうち60%を8.8月で処理
改良医療機器(臨床なし)	当該年度に承認する全品目のうち60%を6月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち60%以上を6月以内に処理すること。	承認した全品目のうち60%を5.8月で処理
後発医療機器	当該年度に承認する全品目のうち60%を4月以内に処理	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち60%以上を4月以内に処理すること。	承認した全品目のうち60%を3.7月で処理
先駆け審査指定品目	全件を6月以内に処理	世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる新医療機器として指定された品目の早期実用化に向けた審査をより迅速に実施するため、全件を6月以内に処理すること。	5.6月(1件)
体外診断用医薬品			
専門協議品目	中期目標期間最終年度までに、当該年度に承認する全品目のうち80%を12月以内に処理	申請者ニーズを踏まえ、当該年度に承認する全品目のうち80%以上を12月以内に処理すること。(中期目標期間最終年度までに達成するものとし、各年度の目標は段階的に引き上げて設定すること。)	承認した全品目のうち80%を16.8月で処理
通常品目	当該年度に承認する全品目のうち80%を7月以内に処理	申請者ニーズを踏まえ、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち80%以上を7月以内に処理すること。	承認した全品目のうち80%を7.6月で処理
先駆け審査指定品目	全件を6月以内に処理	世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる体外診断用医薬品として指定された品目の早期実用化に向けた審査をより迅速に実施するため、全件を6月以内に処理すること。	(承認品目なし)

再生医療等製品			
優先品目	当該年度に承認する全品目のうち50%を9月以内に処理	申請者ニーズ及び前中期計画期間の当該申請区分に相当する実績を踏まえ、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち50%以上を9月以内に処理すること。	(承認品目なし)
通常品目	当該年度に承認する全品目のうち50%を12月以内に処理	申請者ニーズ及び前中期計画期間の当該申請区分に相当する実績を踏まえ、各年度ごとに当該年度に承認する全品目のうち50%以上を12月以内に処理すること。	(承認品目なし)
カルタヘナ法に関する事前審査	①第1種使用 当該年度処理する全品目の50%を申請前確認は4月以内に、事前審査は6月以内に処理	申請者ニーズを踏まえ、各年度ごとに、 ①第1種使用について、当該年度に審査処理する全品目のうち50%以上を申請前確認の場合は4月以内、事前審査の場合は6月以内に審査処理すること。 ②第2種使用について、当該年度に審査処理する全品目のうち50%以上を申請前確認の場合は2月以内、事前審査の場合も2月以内に審査処理すること。(①及び②とも目標は段階的に引き上げること。)	第1種使用事前審査 2.9月
	②第2種使用 当該年度処理する全品目の50%を申請前確認は2月以内に、事前審査は2月以内に処理		第2種使用事前審査 1.3月

(注1) 「審査期間」とは、承認した品目の申請から承認までの期間をいう。

(注2) 「行政側期間」とは、審査期間から申請企業等が資料作成等を行っている時間を除いた期間のこと。項目の性質上、個別の品目により当該期間が著しく長くなることのある項目については、審査期間による指標を設定することが妥当ではないため、当該期間による指標を設定している。

(別添)

(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に係る政策体系図

医薬品等を取り巻く環境

- AI技術やゲノム情報等の活用によるイノベーションの急速な進展
- グローバル化による企業間の国際競争の激化
- 高齢者の急増と現役世代の減少

政府が取り組むべき政策(未来投資戦略2018等)

- AI技術、ゲノム情報等を活用して開発された革新的医薬品等について、早期承認に向けた審査・調査体制の整備
- 医療情報データベース(MID-NET)とクリニカル・イノベーション・ネットワークを連携させ、治験・臨床研究や医薬品開発、安全対策等に活用
- 技術革新やグローバル化を踏まえた医薬品医療機器等法の見直し
- 健康寿命の延伸、生産性の向上に資する施策の実施

< 薬機法を軸にした行政措置に至るまでのPMDAと厚生労働省の役割分担 >

○ PMDAは、厚生労働省が医薬品・医療機器等行政にかかる権限を行使する上での、重要な根拠を提供する役割を担う。一方で厚生労働省は、この根拠をもとにして最終的な行政措置を実施する。厚生労働省が行政措置を決定するにあたっては、厚生労働省に設置されている「薬事・食品衛生審議会」にて、PMDAの科学的判断について第三者によるチェックを行うことで、適正性を担保している。



【PMDA】科学的な判断の実施

- ・ 医薬品等の審査・調査、治験相談
- ・ 副作用等報告の受理・収集・整理・評価・調査
- ・ 副作用等情報の提供
- ・ 拠出金の徴収、救済給付金の支給 など



【厚生労働省】行政措置等の実施

- ・ 薬機法等の制度設計、法律改正
- ・ 審議会への付議、最終的な承認判断
- ・ 回収・緊急安全情報発出の指示
- ・ 緊急かつ重大な案件に係る安全対策業務
- ・ 救済判定 など



PMDAの果たす3つの役割(セーフティ・トライアングル)

…PMDAは、国が医薬品・医療機器等行政にかかる権限を行使する上での重要な根拠を提供する業務を三部門一体となって担っている。

第4期中期目標におけるPMDAの役割

- レギュラトリーサイエンスの推進によるセーフティトライアングルの質の向上・高度化
- 国際的な規制調和の推進、PMDA業務の世界への積極的な情報発信

(健康被害救済給付業務)

- 医薬品等により健康被害を受けた方々への正確・迅速な救済の実施
- 医薬品等副作用被害救済制度の積極的な広報の実施

(審査業務)

- 医薬品等の審査等の適切かつ迅速な処理
- 相談業務の充実
- 先駆け審査指定制度等の円滑な実施

(安全対策業務)

- 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施
- 医療機関・一般消費者等への安全性情報の提供

独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成31年 ●月 ●日

厚生労働大臣 根本 匠

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

地域医療機構は、病院、介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（以下「5事業」という。）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としている。

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年（平成37年）までにいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。

同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきている。

このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することから、厚生労働省としては、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取組を進めているところである。

地域医療機構は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。地域医療機構においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）、並びに、5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められている。

このため、地域医療機構の主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、地域医療機構の資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。（別添）政策体系図

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 診療事業

(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進

効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに質の高い医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。

① 地域の他の医療機関等との連携

地域の実情に応じ、地域連携クリティカルパス（患者や関係医療機関間で共有される診療計画）の整備や地域包括ケア病棟の活用などを通して地域の他の医療機関等との連携を推進すること。

特に、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進すること。

② 5疾病・5事業等の実施

これまで地域医療機構の各病院が取り組んできた在宅医療や認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣などの5疾病・5事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。

特に、地域の医療を守るため救急搬送の受入体制の確保に取り組むこと。

また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。

③ 質の高い医療の提供

チーム医療の実施、クリティカルパス（診療計画）の活用及び臨床評価指標の活用等の取組により、質の高い医療を提供すること。

④ 地域におけるリハビリテーションの実施

病院と老健施設を一体的に運営している地域医療機構の特長を活かし、地域の実情に応じて急性期・回復期から維持期まで、シームレスに効果的なリハビリテーションを実施すること。

⑤ 評価における指標

効果的・効率的な医療提供体制の推進に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・地域協議会や地域医療構想調整会議等において地域で中核的な役割を期待される病院（以下「中核病院」という。）の救急搬送応需率を毎年度85%以上とする。（実績値：平成29年度84.1%）
- ・地域協議会や地域医療構想調整会議等において地域の中核病院を補完する役割を主に期待される病院（以下「補完病院」という。）の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を毎年度85%以上とする。（実績値：平成28年度84.3%、平成29年度82.5%）

【指標設定及び指標水準の考え方】

地域医療構想の実現のためには、地域医療機構の各病院が地域における自院の役割を自覚し、病床の機能分化・連携を進めていく必要がある。

中核病院では、救急搬送患者の受入を積極的に行う必要があるため、救急搬送応需率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

救急搬送応需率については平成29年度実績値を上回る水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。

補完病院では、地域に密着している病院として、地域の中核病院で急性期医療を終えた患者や在宅療養患者等の急変時等の受入れ等、地域包括ケア病棟を積極的に活用し、その後、患者が自宅等に帰るための在宅復帰支援を行うことが重要であるため、地域包括ケア病棟の在宅復帰率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

地域包括ケア病棟の在宅復帰率については、平成29年度実績値と比較して、より高い平成28年度実績値を上回る水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。

【重要度：高】

医療等に係る地域のニーズの把握に努め、地域の取組が十分でない分野を補完するとともに地域の他の医療機関等との連携を図ることは、「地域包括ケアシステムの構築」及び「医療・介護連携の推進」という厚生労働省の政策目標を達成するために重要な取組であり、重要度が高い。

【難易度：高】

近年、救急搬送患者数は増加傾向にあり、受入先となる救急医療機関の増加率を上回る水準で増加を続けている。さらに、医師の偏在等のために医師の確保が困難な状況で、平成29年度実績値を上回る救急搬送応需率を維持していくことは難易度が高い。

また、今後も一層、高齢化が進展し、認知症患者等の増加により、退院後も医療サービスや介護サービスが必要で在宅復帰が困難な患者が増加すると見込まれることを考えると、平成28年度実績値を上回る地域包括ケア病棟の在宅復帰率を維持していくことは難易度が高い。

(2) 予防・健康づくりの推進

地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ること。

また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。

○ 評価における指標

予防・健康づくりの推進に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・地域住民への教育・研修の実施回数（地域医療機構の職員が地域住民等に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度1000回以上とする。（実績値：平成26～29年度の年間平均実施回数：1050.5回）

【指標設定及び指標水準の考え方】

地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的を実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。

第1期中期目標期間中の水準を維持することとし、毎年度1000回以上と設定する。

2 介護事業

地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組むこと。

特に病院に隣接し、病院と一体的に運営されているという地域医療機構の老健施設の特長を活かした医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受入や、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入れを推進する等、安心安全なケアが実施できる体制の充実・強化に取り組むこと。

老健施設等におけるサービスの実施に当たっては、在宅復帰の促進や認知症対策等の国の政策及び利用者等の自宅での介護や看取りのニーズを踏まえた適切な役割を果たすよう努めること。

○ 評価における指標

介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに55%以上とする。（実績値：平成26年度34.4%、平成27年度41.4%、平成28年度46.9%、平成29年度50.5%）
- ・訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに年間1万3000人以上とする。（実績値：平成28年度8822人、平成29年度9411人）

【指標設定及び指標水準の考え方】

老健施設について、地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護への円滑な移行、そして自宅での生活につなげることが重要であるため、老健施設の在宅

復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

在宅復帰率の水準については、平成26年度から平成29年度までの実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに55%以上と設定する。

訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。

重症者の受入数の水準については、平成28年度及び平成29年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、平成35年度までに年間1万3000人以上と設定する。

【重要度：高】

地域包括ケアシステムの構築で重要な介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制として、老健施設における在宅復帰の促進、在宅復帰後において地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーションにおける体制強化は超高齢社会を迎える我が国の地域包括ケアシステムを構築する上で重要な課題であり、重要度が高い。

【難易度：高】

老健施設の在宅復帰率の全国平均34.0%（平成29年度）と比較して既に高い水準にある地域医療機構の老健施設の在宅復帰率を率先して更に高めることは難易度が高い。

また、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を平成29年度実績値の9411人から1万3000人以上に増加させるためには、既存の訪問看護ステーションを大規模な機能強化型の訪問看護ステーションに転換していく必要があり、そのためには全国的に看護師が人手不足の状況にある中で多数の人材を確保する必要があることから、難易度が高い。

3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。

地域医療機構がもつ全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有に努め、各施設（病院、老健施設等）の医療事故や院内感染の防止を徹底すること。

○ 評価における指標

病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・病院の患者満足度調査の「病院全体の満足度」において、入院患者及び外来患者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度87%以上とする。（実績値：平成27年度86.2%、平成28年度87.2%、平成29年度87.1%）
- ・老健施設の利用者満足度調査の「施設全体の満足度」において、入所者及び通所者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度92%以上

とする。（実績値：平成28年度93.1%、平成29年度91.9%）

【指標設定及び指標水準の考え方】

病院において、患者・家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、患者の病院に対しての満足度の向上につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

老健施設において、利用者やその家族がサービス内容を理解し、選択と意思決定の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度の向上につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績を測る指標として設定する。

患者満足度調査、利用者満足度調査ともに現状の水準を維持することとし、それぞれ毎年度87%以上、92%以上と設定する。

4 教育研修事業

全国に57施設を有する地域医療機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスの見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること。

急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に努めること。

在宅医療の推進、医師の働き方改革の実現等のため、特定行為に係る看護師の研修（以下「特定行為研修」という。）を推進すること。

地域の医療・介護の質の向上のため、地域の医療・介護従事者に対する教育にも取り組むこと。

また、地域医療の確保のため附属看護専門学校の適切な運営や医療従事者を目指す学生に対する臨地実習の受入に努めること。

○ 評価における指標

教育研修事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・ 特定行為研修の修了者を中期目標期間（5年間）中に250人以上養成する。（実績見込：平成30年度82人修了見込）
- ・ 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（地域医療機構の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度480回以上とする。

【指標設定及び指標水準の考え方】

特定行為研修の修了者を増やすことは、チーム医療の推進、地域医療への貢献等質の高い看護師の育成にとって重要であるため、特定行為研修の修了者の養成数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

医師の不在時の対応等を考慮し、2025年（平成37年）までに1病棟単位当たり1人の特定行為研修の修了者の配置を目標とした場合、1年当たり約50人の修了者を養成する必要があることから、50人×5年間で250人以上と設定する。

地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を地域医療機構の教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数については地域医療機構の病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院等（20病院）が月に2回実施すると想定し、20病院×2回×12か月で年間480回以上と設定する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制の推進

法人全体としての経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。

(1) 組織

地域医療機構が果たすべき役割を確実に実施できるよう、本部と病院との連携の下、それぞれが求められる役割を適切に果たすこと。

各病院がそれぞれの地域において果たすべき役割を確実に実施できるよう、弾力的に見直しを図り、効率的な病院組織体制とすること。

職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、地域医療機構のネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置とすること。

さらに、「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、特にタスク・シフティング（業務の移管）の推進等、国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。

(2) 業績等の評価

組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。

(3) IT化に関する事項

地域医療機構の人事・給与・会計に係るシステムについて、適時適切に見直し、地域医療機構の経営及び業務の安定を図ること。

地域の医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテの導入を推進すること。

また、医療部門を含めたIT整備に係る方針、PDCAサイクル計画を策定し、当該計画に基づき適切に対応すること。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を活かした良質な医療及び介護の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。

(1) 収入の確保

医療資源の有効活用を推進するとともに、診療報酬や介護報酬の確保等収益性の向上に努めること。

また、適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。

(2) 適正な人員配置に係る方針

適正な人員配置に努めるとともに、通則法に沿った給与水準とすること。

(3) 材料費

後発医薬品の採用促進、同種同効果医薬品の整理、共同調達等の調達方法及び対象品目の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費などの材料費の比率（材料費率）の低減を図ること。

(4) 投資の効率化

建物整備については、適正な建設単価の設定を行うとともに、個々の病院の経営状況等を踏まえ、医療機能に見合った適切な建物整備とするなどにより、投資の効率化を図ること。

また、大型医療機器の共同調達については、これまでも独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人労働者健康安全機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。

(5) 調達等の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

(6) 一般管理費の節減

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費、新規・拡充業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度に比し、5%以上節減を図ること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 経営の改善

各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。

2 長期借入金の償還確実性の確保

病院建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。

○ 評価における指標

経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・ 中期目標の期間の各年度の損益計算において地域医療機構全体として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を100%以上とする。（実績値：平成26年度101.4%、平成27年度100.9%、平成28年度100.9%、平成29年度101.3%）

【指標設定及び指標水準の考え方】

地域医療機構は、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を指標とする。

効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、地域医療機構全体として100%以上（黒字）とする。

【難易度：高】

病院経営管理指標において、経常利益が黒字の公的医療機関が平成26年度以降減少し続ける厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営にも十分配慮すること。

2 内部統制、会計処理

独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理すること。

その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）を参考にすること。

また、モニタリングを通し内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、地域医療機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

3 コンプライアンス、監査

会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進すること。

監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること。

4 情報セキュリティ対策の強化

地域の医療機能の向上及び地域医療機構の業務最適化の観点並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃へ防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

5 広報に関する事項

地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。

6 病院等の譲渡

地域医療機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行うこと。

7 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）に係る政策体系図

医療政策における現状と課題

- 高齢化が進展し、2025年には、「団塊の世代」が75歳以上となる。（2025年問題）
- 75歳以上は特に医療・介護の需要が高い。
→ 医療・介護サービスの提供体制の整備が急務



厚生労働省による対応の方向性

- 医療・介護提供体制の整備
 - 2025年度の医療需要を勘案した病床の機能分化・連携
 - 地域包括ケアシステム※の構築
 - 医療・介護連携の推進
- 医療・介護従事者の確保・育成
 - ※ 住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域において、医療、介護、予防、住まい・生活支援が包括的に確保される体制

第2期中期目標期間（2019～2023年度）における法人が果たすべき役割

- 病院、介護老人保健施設等のリソースを最大限有効活用し、地域医療・地域包括ケアの要として予防・医療・介護をシームレスに提供すること
- 全国的なネットワークのメリットを活かし、財政的に自立した運営のもと地域において必要とされる医療・介護を提供していくこと

訪問看護実施施設

（訪問看護ステーションを含む）

- ・在宅療養の支援・指導
- ・看取り・ターミナルケアの実施

介護老人保健施設

- ・医療ニーズの高い住民の受入
- ・在宅復帰の促進
- ・看取り・ターミナルケアの実施

病院

- ・地域医療連携（地域包括ケア病床の活用等）
- ・地域において求められる医療の提供

予防・健康管理事業

- ・健康診断の推進
- ・特定健康診査・特定保健指導の推進



住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように

居宅介護支援事業所

- ・在宅療養の支援・指導
- ・在宅復帰の支援

地域包括支援センター

- ・介護予防・相談・支援

研修センター（本部）及び

看護専門学校

- ・質の高い医療・介護従事者の確保・育成
（看護師の特定行為研修等）

地域（日常生活圏）

独立行政法人日本貿易振興機構 第五期中期目標
(案)

平成 3 1 年 2 月

經濟産業省

独立行政法人日本貿易振興機構 第五期中期目標 目次

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
2. 中期目標の期間	2
3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	2
(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援	2
① 質の高い対日直接投資等の促進	3
② スタートアップの海外展開支援	5
(2) 農林水産物・食品の輸出促進	7
(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援	10
(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献	13
4. 業務運営の効率化に関する事項	18
(1) 業務改善の取組	18
(ア) 組織体制・運営の見直し	18
(イ) 業務の優先順位付けの徹底	19
(ウ) 調達方法の見直し	19
(エ) 人件費管理の適正化	19
(オ) 費用対効果の分析と改善	19
(2) 業務の電子化	20
5. 財務内容の改善に関する事項	20
(1) 自己収入拡大への取組	20
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	20
(3) 保有資産の見直し	20
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	21
6. その他業務運営に関する重要事項	21
(1) 内部統制	21
(2) デジタル化への対応	21
(ア) データ利活用の一層の推進	21
(イ) 情報管理及び情報セキュリティの確保	21
(3) 人材育成や人材の多様化	22
(4) 働き方改革の推進	22
(5) 安全管理	22
(6) 顧客サービスの向上	22

別添 政策体系図

※3. (1)～(4)の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

日本貿易振興機構は、独立行政法人日本貿易振興機構法第3条にあるとおり、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。

日本貿易振興機構はこれまで、我が国企業の海外展開支援及び新興市場開拓支援、対日直接投資の促進、調査・研究や通商政策への貢献などを中期目標の柱とし、第四期中期目標（平成27年～平成30年）では、TPPなどのメガFTAの実現を見据え、新たに「農林水産物・食品の輸出促進」を柱に加えるなど、社会経済情勢の変化に応じてその役割と事業を見直しながら、我が国の貿易と投資の促進に資する事業を総合的に実施してきた。

<政策を取り巻く環境の変化>

我が国の社会経済を取り巻く現状に目を向けると、日本経済が少子高齢化による人口減少という経済社会構造上の大きな変化に直面する一方、海外では新興国を中心に人口増加や所得水準向上に向かっており、こうした海外の需要を獲得する必要性は依然高い。2018年度にTPPや日EU・EPAなどのメガFTAが発効したことを踏まえ、中堅・中小企業や農林水産・食品事業者が、こうした経済連携協定を積極的に活用して海外市場を獲得できる可能性が高まるとともに、これを支援していくことが期待される。

近年特に注目されるのはデジタル経済の拡大である。第四次産業革命とも呼ばれる人工知能やIoT（Internet of Things）などの先端技術や、シェアリングサービスなどの新たなビジネスモデルが進展している。こうしたデジタル経済は今後も更に拡大することが見込まれている。欧州各国、シンガポール、イスラエルをはじめ、世界各国の政府はスタートアップの振興等を行い、イノベーションによってデジタルを中心とした新規市場を創出・獲得して、経済成長を実現しようとしている中、日本企業は出遅れ感が否めない。こうした中、政府の「未来投資戦略2018」（平成30年6月14日閣議決定）では、日本経済の成長に向けて、対内直接投資の活性化、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援等に加えて、スタートアップの海外展開についても、日本貿易振興機構に対して施策の実施や貢献を行うよう記載されている。第五期中期目標（以下、「本中期目標」という）においては、第四期中期目標の取組に加えて、スタートアップの海外展開支援を実施することで、イノベーションの創出に貢献する。

<環境変化を踏まえた法人の役割>

¹ スタートアップとは、革新的な製品・サービスやビジネスモデルに挑戦し、急成長を企図する企業を指す

こうした社会経済情勢の変化や政府の成長戦略等を踏まえ、かつ長期的視点に立って、日本貿易振興機構を、経済産業省の政策体系のうち、「対外経済政策」における「国際交渉・連携」、「海外市場開拓支援」、「対内投資」の各施策、「経済産業」における「新陳代謝」の施策、「中小・地域」等の政策のうち、貿易・投資の促進に関わる施策を実施するとともに、現場で培った知見を踏まえて政策提言を行う機関として位置付ける。

こうした役割を果たす上で、引き続き国内外の政府・自治体・貿易振興機関・研究機関・民間企業・商工団体等と連携し、ベンチャー企業等を含む外部の活力をいかしていく。さらに、本中期目標においては、日本貿易振興機構の強みやリソースを客観的に分析した上で、更に伸ばすべき強みを取捨選択し、それを伸ばしていくことを推進するほか、データや情報技術（以下「IT」という）を積極的かつ戦略的に活用しながら、日本と海外との間の情報、企業、人材、商品、技術、資金などの経済的資源を双方向で効果的・効率的に繋げることで、日本経済の成長と競争力強化に貢献する役割を果たす。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、2019年4月1日から2023年3月31日までの4年とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

日本貿易振興機構が、前述の役割を果たして、政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げられるよう、以下の方向で事業活動を実施していく。その際、顧客サービスの向上に努めながら、国内外の広範なネットワークを活用して、国内外の関係機関や外部人材との連携を図り、それら機関・人材を有機的に繋ぐハブとして、我が国の貿易投資振興政策の実施に関し積極的にコーディネートし、日本経済の成長と競争力強化に貢献していく。また、現場の知見やデータを踏まえつつ、困難であっても本質的な課題に対する挑戦・創意工夫を行うとともに、ITを活用することで生産性を最大限上げることで、より高い政策効果の実現を目指す。

また、事業内容や支援内容、成果、企業情報などの情報を収集し、事業や政策の効果検証や改善等に繋げていく。

さらに、デジタル経済の進展を踏まえ、日本貿易振興機構においても人工知能等の新技術を活用しながら、保有するデータを戦略的に統合・分析することで、顧客サービスの一層の高度化を目指すこととする。

(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援

本中期目標では新たに、イノベーション創出に向けた取組を目標にする。イノベーションの定義は様々あるが、本中期目標における対象事業では、経済社会に大きな変化を起こす可能性がある「技術」や「手法」の新規性に着目するほか、世界でイノベ

ションの担い手になっている「組織」であるスタートアップに着目していく。

① 質の高い対日直接投資等の促進

「未来投資戦略 2018」において「2020 年における対内直接投資残高の 35 兆円への倍増（2012 年比）」という政府目標が掲げられており、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある。日本貿易振興機構は、我が国の政府機関における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関と連携し、コンサルティングを通じた戦略提案、日本におけるパートナー探索等によって、国内におけるイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資の誘致に重点化することで、対内直接投資残高の倍増だけでなく、「未来投資戦略 2018」の基本的考え方に掲げられている「潜在成長力の大幅な引き上げ」や「生産性の底上げ」、「外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等の促進」に貢献していく。なお、本事業により支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。具体的には、以下の取組を推進する。

（関係機関との連携、イノベーションと地域経済活性化への重点化）

日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を生かしつつ、今後は各国におけるスタートアップ・エコシステムとの緊密なネットワークを形成しながら、海外において攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。

特に、第四次産業革命によるイノベーションの進展、国内における人手不足や地域における社会課題の増加などの社会環境の変化を踏まえて、イノベーションや地域経済活性化に資する対日投資に重点を置く。具体的には、(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、(3)地域経済活性化に資する事業、(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。地域経済活性化に資する事業の誘致においては、自治体と連携していく。

（日本企業等と外国企業の協業・連携）

外国企業の拠点設立の有無に限らず、優れた技術を持つ外国企業と日本企業・大学・研究機関をマッチングし、技術提携や共同研究開発などを促進することにより、上記の重点化対象となっている国内のイノベーション創出や地域経済活性化に貢献する。また、日本企業のニーズや課題と、イノベティブな海外スタートアップのソリューションを組み合わせることを通じて、オープンイノベーションを推進する。

（国内の投資環境改善）

多くの先進国がイノベティブな外国企業や外国人材の誘致について、熾烈な競争を繰り広げる中、これを勝ち抜くには、日本の投資環境を改善していくことが必要になる。

日本貿易振興機構は引き続き日本の投資環境に関する外国企業からの要望を吸い上げて、毎年公表することを通じて投資環境の改善を促す。

(対日直接投資促進に向けた情報発信)

海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力などの情報を、外国企業に対して積極的に発信する。特に、規制のサンドボックス制度等の情報発信を通じて、国内のイノベーション創出に資する案件の発掘に努める。

【指標】

ア. 誘致成功件数（協業・連携案件を含む）について、中期目標期間中に 300 件以上を達成する。【基幹目標】

(2017 年度実績：193 件のうち、以下の定義に該当する案件は約 70 件)

対象事業は、以下のいずれかに該当するものとする。特にイノベーションの創出に資する事業を重点的に誘致する。

- (1) 高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業（生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものも含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。）並びに生産性向上へ貢献する事業。
- (2) 国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業
- (3) 地域経済活性化に資する事業（東京都以外における事業）
 - ・ 地方自治体が策定する地域の特色をいかした誘致戦略（政府及び日本貿易振興機構がその策定等を支援するもの）に基づいた事業
 - ・ 多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業
- (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業

イ. 投資プロジェクト支援件数について、中期目標期間中に 3,000 件以上を達成する。

(2015～2017 年度実績：5,133 件)

ウ. 誘致に成功した外国企業から、投資金額を聴取して、本事業に係る金額面の効果の把握に努めること。

(関連指標：対日投資金額及び回答率)

エ. 規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めと公表や政府への情報提供等を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。

(関連指標：政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

政府の未来投資戦略において掲げている「日本経済の潜在成長力の大幅な引き上げ」、
「日本経済全体の生産性の底上げ」及び「外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等の促進」を実現するため、支援対象事業をイノベーション創出や地域経済活性化に資するものに重点化することでその抜本的な質の強化を図る。この方針に沿った誘致活動に予算や人員を集中投下することが必要となることや、スタートアップ支援を追加することによる組織リソースの制約を踏まえ、件数については、2017年度における誘致成功件数（上記「ア。」の定義に該当するもの）の実績（約70件）などを勘案し、中期目標期間中に300件以上の誘致成功を目指す。また、同じく政府目標である「2020年対内直接投資残高35兆円」の達成に向け、上記の誘致成功による投資残高増加への寄与に加え、外国企業の意見の取り纏め、公表及び政府への情報提供等を適時行うことにより国内の投資環境整備に貢献する。

難易度の高い誘致に重点化していくことで、成功率の減少が想定されるものの、同時に費用対効果の観点から、成功率の向上に留意することも重要である。前中期目標期間の成功率は平均10%程度であることから、この成功率を維持することを前提に、投資プロジェクト支援件数は3,000件以上とする。なお、支援件数が目標値を超えていなくとも、成功件数が達成できていれば、成功率を高めたものとして評価する。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、国内経済が着実に成長し国内の投資環境整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【難易度：高】イノベーション創出や地域の活性化へ貢献する事業は、投資判断が難しいため、単なる我が国における拠点設立支援のみならず、日本市場への関心を喚起するための働き掛けから、コンサルティングを通じた戦略提案、日本におけるパートナー探索等といった難易度の高い支援を重層的に行いながら最終的な投資決定の経営判断に導く必要があり、こうした案件の誘致成功を目標として設定しているため。

【重要度：高】政府目標における潜在成長力の引き上げや生産性向上、地域経済活性化、対日直接投資残高倍増等に貢献するため、誘致案件を発掘・支援し、誘致成功に結びつけることが重要となるため。

②スタートアップの海外展開支援

「未来投資戦略2018」において、2023年までにユニコーン（企業価値10億ドル以上の非上場ベンチャー企業）又は上場ベンチャー企業を20社創出するという目標が掲げられて

おり、政府と日本貿易振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）²等が連携し、官民による集中支援を行うこととされている。NEDO については、海外展開に関心のある国内研究開発型スタートアップの紹介を受けるなどの連携を行う。

経済産業省は 2018 年に、世界で戦い、勝てるスタートアップを生み出すため、約 1 万社あるスタートアップの中から 92 社を J-Startup 企業として選定した。日本貿易振興機構は、イノベーションの担い手であるこうしたスタートアップに対して、海外の資金、技術、人材とのマッチングや知的財産の活用支援などを行うことで、海外市場の獲得やイノベーションの創出に貢献するため、以下の取組を推進する。

（関係機関との連携、海外サポーターズの獲得）

海外の先進的な研修プログラムの活用などにより、起業後の早い段階で海外展開を行うスタートアップ（Born Global）を支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のエコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startup の海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスキマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。

（世界で勝てるスタートアップの裾野拡大）

J-Startup 企業の活躍・成長を推進するとともに、海外展開に意欲のあるスタートアップへの支援や地域のスタートアップの発掘を通じて、世界で勝てるスタートアップの裾野の拡大にも貢献する。

（より質の高い支援策と成功に向けた効果検証と改善）

ユニコーン創出に貢献する上で、各国のエコシステムの特徴や、公的機関である機構の強みを踏まえて、支援策と成功によるスタートアップへの直接的・間接的な効果を定量的・定性的に検証し、改善していくとともに、限られた資源でより質の高い効果的・効率的な支援策と成功を図るべく、経済産業省と相談した上で、必要に応じて定義の見直しを図っていく。

【指標】

ア. スタートアップの海外展開成功※件数について、中期目標期間中に 100 件以上を達成する。【基幹目標】

※海外における資金調達や拠点設立、外国人材採用、販路獲得（ライセンス契約、売買契約、代理店契約等）、補助金獲得、海外企業との共同研究開発や資本提携、海外での特許権・実用新案権取得など。

イ. スタートアップに対する海外展開支援件数について、中期目標期間中に 1,200 件以上

² NEDO は研究開発等の観点から、主に国内向けにスタートアップの支援を実施している。

を達成する。

※海外 VC、海外企業とのマッチング、アクセラレーターとのメンタリング、研修、海外メディア取材、カンファレンス参加、知財相談など。

ウ. NEDO や外国政府機関などの国内外の関係機関と連携するとともに、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、スタートアップ支援環境の整備に繋げること。

(関連指標：他機関との連携状況、政府への情報提供件数)

<目標水準の考え方>

2016～2017 年度のスタートアップへの海外展開支援件数は年平均約 200 件だったが、本中期目標ではこれを 1.5 倍（年平均 300 件）し、中期目標期間中に 1,200 件以上支援する。2016～2017 年度の成功率は平均で 7.75%であるが、本中期目標では更に高い成功率を目指し、中期目標期間中のスタートアップの海外展開成功件数を 100 件以上にする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移することを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【難易度：高】スタートアップは革新的な事業を扱うことなどから、既存の市場が存在しないなど、その海外展開を成功させるのは難易度が高いため。

【重要度：高】世界的なスタートアップ・エコシステム間競争が激化し、米国や中国等とのイノベーション競争において日本のスタートアップ支援の重要性が高まっている時代背景、また政府目標への貢献の観点から重要な取組であるため。

(2) 農林水産物・食品の輸出促進

「未来投資戦略 2018」において「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円」という目標が掲げられている。TPP や日 EU・EPA などのメガ FTA の発効を踏まえ、日本貿易振興機構は、前中期目標期間で培った知見と国内外のネットワークを生かし、政府、自治体、業界団体等と連携して、農林水産物・食品の輸出を推進する。各都道府県産品等の輸出を支援する役割を担う自治体に対して、日本貿易振興機構が政府関係省庁・団体等と連携してオール・ジャパンで取り組んできた輸出支援の知見・ノウハウを共有することで、自治体間の効果的な PR 連携を促すとともに、農林水産物等の更なる輸出支援機会の提供に繋げることができる。その際、「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づく支援の着実な実施と質的向上に努めることで成果の最大化を図るとともに、日本食品海外プロモーションセンター（JF00D0）による戦略的な日本産品のマーケティングをうま

く連動させていく。

(商流構築支援の強化)

日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、これまで行ってきた商流構築支援と情報発信を強化する。具体的には海外市場のニーズに応じた輸出商品のコンサルティング機能の強化、海外バイヤーのニーズに応じた柔軟な商流構築の機会の構築を行っていく。

(日本食品の海外プロモーションによる輸出促進)

2017年に新たに立ち上げたJFOOD0は、ジェトロが持つリソースを最大限活用しつつ、海外における日本の農林水産物・食品のブランディングのため、日本産農林水産物・食品のオール・ジャパンでのプロモーションを行う。それを通じて、将来民営化することを視野に、事業者の関心を外需創造に向けるための象徴的な成功事例の創出に努める。また次期中期目標において、対象品目の輸出額全体に効果を波及できるよう、課題解決に向けた提案などの取組を行う。

(制度的対応への支援)

規制緩和や強化、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。

(生産者・事業者間のネットワーク構築支援)

輸出に新たな活路を見出すことは、我が国農林水産業・食品産業の従事者にとって喫緊の課題となっているものの、リスクをとって輸出に取り組む農林漁業者・食品製造業者等は未だ限定的な状況にある。将来的な輸出産業としての基盤を強固なものにするために、小規模な単位で生産・製造を行う生産者や事業者間のネットワーク構築あるいはグループ化を図り、実際の取引獲得に向けて貢献していく。

(輸出未開拓市場の獲得)

将来的な輸出先有望市場の開拓を支援する公的機関の強みを踏まえて、日本の生産者・事業者が独自に市場参入を図るには未だリスクが高いと思われる輸出未開拓市場への参入支援を通じて、成功事例の創出に努める。こうした成功事例の創出とノウハウの展開により、民間企業による意欲的な新規市場開拓を促していく。

【指標】

ア. 輸出成約金額（見込含む）について中期目標期間中に 1,100 億円以上を達成する。

【基幹目標】

(2015～2017 年実績 : 811 億円)

- イ. 輸出支援件数 (延べ社数) について年平均 4,160 件以上を達成する。
(前中期目標期間実績 : 年平均 4,962 件)
- ウ. JF00D0 のプロモーション参加事業者の対象品目・対象地域向けの年間輸出額について、前年度比 112%以上を達成する。
- エ. JF00D0 の対象地域における対象品目について、プロモーションにより輸出額全体が伸びているかチェックし、プロモーションの効果を波及できるよう、課題解決に向けた提案などの取組を行うとともに、象徴的な成功事例の創出に努める。
(関連指標 : 対象地域における対象品目の輸出額の伸び率 (対前年度比)、象徴的な成功事例)
- オ. 生産者・事業者間のネットワーク構築や輸出未開拓市場の獲得など、難易度の高い事業に挑戦し、輸出成約に繋げていく。(関連指標 : ネットワーク構築件数及び輸出成約金額、輸出未開拓市場への海外展開成功件数及び輸出成約金額)
- カ. 事業者からの情報収集、政府等への情報提供・提案等を適時かつ十分にいき、輸出環境の整備に繋げること。
(関連指標 : 政府等への情報提供件数、政府への提案内容)

<目標水準の考え方>

- 輸出成約金額の目標値の設定に当たっては、生産者・事業者間のネットワーク構築や輸出未開拓市場の獲得など、難易度の高い事業を強化することや、組織リソースの制約を踏まえつつ、第四期中期目標期間の平均実績を上回る目標値を設定することで、「2019 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円」という政府目標の達成に貢献する。具体的には、前中期目標期間の輸出成約実績額 (2015～2017 年実績 : 811 億円) の平均である 270 億円について、4 年分である 1,080 億円を上回る 1,100 億円を目標値として設定する。1 件あたりの成約金額を高めるため、輸出支援件数は前中期目標の後半期間の目標値とする。
- JF00D0 の目標値については、政府目標である「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円」への達成に向けて、2017 年の実績額 8,071 億円に鑑みると、輸出額を年率 1.12 倍増加させる必要があることを踏まえ、プロモーション参加事業者の対象品目・対象地域向けの年間輸出額について、各前年度比 112% (1.12 倍) 以上とする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、海外における輸入規制が強化されないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度 : 高】 農林水産物・食品の輸出額 1 兆円という政府目標の達成に貢献すべく、

マッチング機会の提供などの支援や生産者・事業者間のネットワーク構築、輸出未開拓市場の獲得を実施し、輸出成約に結び付けることが重要となるため。

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

「未来投資戦略 2018」において、2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額・海外現地法人売上高を 2010 年比で倍増するという政府目標が掲げられている。TPP や日 EU・EPA などのメガ FTA の発効を踏まえ、高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開（輸出・投資）を推進する。その際には、地域経済の活性化、通商政策、産業政策への貢献や日本の魅力の発信も意識する。また、中小企業基盤整備機構（中小機構）等の関係機関や自治体、中堅・中小企業の海外展開を支援する民間企業などの関係機関と積極的に連携する。中小機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援に繋げていく。また、経営相談などの支援が必要な事業者を中小機構へ紹介すると同時に、海外に展開できるポテンシャルがある事業者を中小機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。

また、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、第三国展開など、様々な段階や業種における支援を行い、幅広いケースについて対応できるよう、データでのノウハウ蓄積を推進する。

(波及効果の高い中堅・中小企業へのハンズオン支援)

未来投資戦略等の政策目標の達成及び我が国企業のニーズ等を踏まえ、中堅・中小企業等我が国企業の海外展開の成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。具体的には、地域の商工会議所や金融機関など国内各地域の企業支援機関と連携しながら中堅・中小企業の海外展開支援にハンズオンで取り組んだ「新輸出大国コンソーシアム」を中核事業とし、地域未来牽引企業をはじめとする波及効果の高い企業への支援に重点化する。

(越境 EC の活用とデータ活用)

世界の越境 EC 市場が急速に拡大し、新たな海外展開の販路として重要性が増している状況を踏まえ、越境 EC を活用した市場開拓支援に新たに取り組む。その際には越境 EC における購買情報等を取得し、各国の消費者行動を分析するなど、海外における消費者のニーズ把握に努めることで、海外展開成功率を向上させていく。

(グローバル人材の活躍・育成)

中堅・中小企業の海外展開を担う人材の不足が顕在化している状況を踏まえ、グローバル人材の活躍・育成支援を推進する。グローバル人材をめぐる中堅・中小企業の多様なニーズを踏まえて、海外展開において重要な戦力となる留学生などの高度外国人材の

獲得・定着支援を行うとともに、我が国企業人材の国際ビジネスの能力開発支援を行う。

具体的には、関係府省庁や国際協力機構（JICA）や日本学生支援機構（JASSO）等の独立行政法人、大学等の関係機関との連携の下、日本貿易振興機構が一元的な情報提供を行うプラットフォームの機能を担うとともに、高度外国人材の受入に係る企業への伴走型支援を提供することなどにより、海外展開へ効果的に繋げていく。これらの支援策を連携して行うことで、効果的・効率的な支援を推進する。

（イノベーションを踏まえた新市場獲得支援）

イノベーションによって製品やサービスの用途が変化・広がることを踏まえ、過去の成功例のみに捕らわれず、中小機構等とも連携して支援することを通じ、我が国企業が海外における高付加価値な新市場を獲得できるよう支援していく。

（難易度の高い海外展開）

リスクが高い事業を支援できるという公的機関の強みを踏まえて、難易度が高いもののポテンシャルが大きいフロンティア市場の成功事例を創出する。フロンティア市場は、日本企業の輸出・投資が少ないもののポテンシャルのある「地域」への海外展開と、医療機器等の「高付加価値な産業分野」での海外展開とする。こうした成功事例の創出とノウハウの展開により、民間企業による自発的なフロンティア市場の展開を促す。

（海外におけるビジネス環境の改善）

市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、関係機関との密接な連携による現地での課題対応や海外人材とのネットワークの構築を図り、ビジネス環境の改善に貢献する。こうした市場開拓に向けては、対象となる市場の発展度合い、日本企業の進出の程度、競合企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となって実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図る。

（知的財産権の活用・保護支援）

知的財産権の取得や保護、その活用支援を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。具体的には、各国の知財制度の内容や変更に係る情報提供を行うほか、工業所有権情報・研修館などの関係機関との連携を強化し、海外への出願支援、侵害対策の相談や補助事業、侵害発生国での執行機関職員等の能力構築支援等を行う。海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するために、セミナー等での積極的な情報発信や普及啓発などを通じ、予防的取組を推進していく。また、海外での技術流出問題についても対処すべく、営業秘密漏洩対策支援を強化する。

【指標】

- ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）について、初年度である 2019 年度を 14,952 件（14,106 件×1.06）として、毎年 6%以上増加させる。（2020 年 15,849 件、2021 年 16,800 件、2022 年 17,808 件）【基幹目標】
（前中期目標期間実績：年平均 14,106 件）
- イ. 支援対象企業の輸出額・海外現地法人売上高を増加させ、政府目標の達成に貢献する。
（関連指標：支援対象企業の輸出額・海外現地法人売上高の支援前後における伸び率）
- ウ. 輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）について、年平均 3,600 件以上を達成する。（前中期目標期間実績：年平均 6,286 件）
- エ. 難易度の高い海外展開も支援しながら、全体の成功率を維持・向上させる。
（関連指標：成功率、業務改善や試行的取組などの実施状況）
- オ. 難易度が高いものの、ポテンシャルが大きい海外展開支援に一層取り組んでいく。
（関連指標：フロンティア市場への海外展開の支援件数及び成功件数、業務改善や試行的取組などの実施状況）
- カ. 貿易投資相談に対応する。
（関連指標：貿易投資相談件数）
- キ. 知的財産権等に関して、海外での予防的取組等の普及啓発を行う。
（関連指標：予防的取組等の普及啓発件数）
- ク. ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑化に資すること。
（関連指標：相手国政府等への協力事業の実施件数、ビジネス環境整備の実施件数）
- ケ. 様々な条件における海外展開においても、効果的な支援が提案できるよう、多様な形態の企業・事業を支援し、そのデータを蓄積する。（関連指標：延べ社数）
- コ. 高度外国人材の採用・定着を支援すること（関連指標：高度外国人材の採用・定着に向けた支援件数、業務改善や試行的取組などの実施状況、成功件数）

<目標水準の考え方>

- 政府目標である「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び海外現地法人売上高の合計額 2010 年比 2 倍を目指す」ことを達成するためには、2016 年時点で同合計額が 20.6 兆円であることを踏まえて、2020 年の 25.6 兆円を実現するためには、年率 6%以上の伸びが必要になる。2015～2017 年度の海外展開成功件数は 14,106 件であることから、これを年率 6%以上伸ばすことを目標とする。

<留意事項・想定される外部要因>

指標イについては、2019 年度の実績を踏まえ、数値目標をおくことが妥当か検証し、2020 年に行われる 2019 年度法人評価時を目安に、経済産業省へ報告する。経済産業省はこれを踏まえて、必要に応じて中期目標等を見直す。なお、業界によって単価が大き

く異なることにより、成約金額の大きさに係る偏りが生じるため、これを是正する観点から、伸び率は企業ごとの伸び率を単純平均して算出する。

外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、急激な為替変動がないこと、世界の政治・経済が安定的に推移すること、海外における輸入規制、外資規制が強化されないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

【重要度：高】中堅・中小企業等の輸出額・現地法人売上高の合計額を2倍にするという政府目標の達成に貢献するため。マッチング機会の提供などの支援を実施し、海外展開成功に結び付けることが重要となるため。

(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献

独立行政法人日本貿易振興機構法の第十二条に記載されているとおり、貿易に関する調査とその成果の普及、アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して調査研究等を行うことが求められている。また「未来投資戦略 2018」において、日本企業が果たす現地社会への貢献について発信することなど、自由貿易の推進においても貢献が求められている。

日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析・研究活動を実施するとともに、民間企業や国内外政府等に向けて積極的に情報提供や政策提言活動を行い、海外における我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。

(本部、国内事務所、海外事務所、アジア経済研究所の連携)

本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携して、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズによりの確に対応した研究等を行う。

また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する研究蓄積やネットワークを活用しつつ、我が国企業や政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。

(国内外政府への政策提言、経済連携の推進)

我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等を支援する上で、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決

に向けた政策の実現を促す。また、日本との貿易投資関係や経済関係全般も含めた、通商政策の効果的な推進に資する情報発信を積極的に展開する。例えば、草の根レベルからの関係強化の取組が重要視されている国において、海外事務所のネットワークを活用し、互恵的な経済関係構築に資する情報発信を行う。さらに、メガ FTA など世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化するほか、経済連携などの政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進を行う。

(情報発信・活用の高度化)

情報発信の高度化を図り、利用者の増加や利便性の向上に繋げる。具体的には、調査成果の情報発信にあたって、一層ニーズを踏まえた情報となるよう、メディアの引用件数等により、企業や社会への波及を可視化する方法を検討する。また、調査成果を幅広く普及させるために、スマートフォンの普及を踏まえたモバイルフレンドリー対応を一層進めるほか、ウェブサイトの利便性向上に努める。

アジア経済研究所は、その目標設定について、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。

(学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献)

アジア経済研究所は、学術研究によって蓄積された研究資源を活用し、効果的かつ効率的な幅広いアウトリーチ活動※を通じて、我が国の政策担当者やメディア、経済界、国民各層、さらには新興国等の政府、産業界、市民社会等にも幅広く積極的に研究成果を還元し、我が国企業の貿易投資の拡大ならびに我が国政府の通商政策立案の基盤となる質の高い分析と情報を提供する。

政策立案への貢献にあたっては、政策担当者のニーズや政策課題を踏まえた研究テーマの選定や、中間報告や定期ブリーフィングなどによる政策担当者との緊密なコミュニケーションの実施などにより、顕在化している政策課題に対応した世界水準の学術研究を実施するほか、現時点で顕在化していない中長期的な政策課題にもなり得るアジェンダを提示することで、政策立案への広範な貢献を果たす。

※アウトリーチ活動とは、外部向けに研究成果等（知識の蓄積や情報・データも含む）を発信し、知的貢献や社会的インパクト形成を目指すとともに、多様なニーズを把握するための諸活動のこと。

(付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積)

アジア経済研究所は、前項に示した「学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献」を実現するため、我が国におけるアジア地域およびその他の地域に関する研究の拠

点として、我が国を含む国際的な政治・経済・社会情勢等、中長期的かつ革新的な視点に立った分析を通じて、大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な研究活動を実施し、世界の公共財となり得る付加価値の高い研究成果を創出し、良質な研究資源を蓄積する。

新たな知見を獲得し、新たな付加価値を生み出す基盤となるこれらの研究活動を通じて、特に、高い専門性をもつ多様な研究者の集積を強みとして、国際的な政治・経済・社会秩序の変容や技術革新がもたらす産業構造の変化ならびにこれらが我が国を含めた国際社会に与える影響などについて、国・地域・分野を横断した研究を強化する。また、持続可能性や包摂性の追求が問われる地球規模の課題について、我が国の国益に資するだけでなく、世界の発展への貢献にも繋がる研究成果を創出する。

(国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮)

アジア経済研究所は、上記目標を実現するための方策として、世界の研究機関・研究者等とのネットワーク形成を通じ、国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、蓄積された研究資源を活用して世界への知的貢献を行う。そのための必須機能として研究マネジメント機能をさらに強化するとともに、図書館の資料情報基盤整備や情報発信機能の強化を通じて、アジア地域およびその他の地域に関する学術研究の知的基盤をなす公共財として、学術情報プラットフォーム機能を発揮する。

【指標】

- ア. 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する役立ち度アンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。【基幹目標】
- イ. 調査関連ウェブサイトの閲覧件数について、年平均250万件以上を達成する。
(前中期目標期間実績：年平均246万件)
- ウ. 日本貿易振興機構の調査について、国内外のメディア（雑誌、新聞、Webサイト、テレビ）を通じて広く発信する。(関連指標：調査成果に係るメディア引用件数)
- エ. 政策担当者及び企業関係者等への日本貿易振興機構の事業や海外情報等に関するブリーフィングに対応する。
(関連指標：ブリーフィング件数)
- オ. 国内外で行うセミナーや説明会において、最大限ウェビナーを導入して参加者を増やすなど、情報発信の高度化を図る。(関連指標：ウェビナー導入率)
- カ. 他機関主催のセミナーへの講師派遣や参加者数・閲覧件数の多いセミナー開催など、費用対効果が高いかたちで、企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行う。
(関連指標：講師派遣を行った他機関主催のセミナー数、セミナー等での講演における参加者数・動画閲覧件数)

<留意事項・目標水準の考え方>

- 政策立案における高い貢献度を実現するため、立案担当者に対する役立ち度アンケート調査を新たに実施。その上で、アンケート調査において役に立つという回答の割合は、従来のサービス利用者向けアンケート調査における目標と同様、8割以上にする。調査関連ウェブサイトの閲覧件数については、第四期中期目標期間の平均実績を上回る目標値を設定する。
- ニーズを踏まえた情報発信の効果および継続的な改善を判断する指標として、調査成果に係るメディア引用件数が、適切な指標か否かを検証する。

【アジア経済研究所に係る評価軸及び関連する指標】

➤ 評価軸（1）

効率的・効果的なアウトリーチ活動によって研究成果が適切に還元され、貿易投資の拡大と我が国政府の通商政策立案等の基盤となっているか

（評価指標）

- ・ 研究成果の効率的・効果的なアウトリーチ活動の実施
- ・ 研究成果のアウトリーチ活動を通じた、我が国のメディア、経済界、国民各層、新興国等の政府、市民社会への還元による社会的効果
- ・ 政策研究対話（※）における政策担当者からの評価（4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上）

※政策研究対話とは、研究所に所属する研究者等、または研究所が実施する研究事業に参画している研究者等が、政策担当者に対して、定期的及び政策担当者の要請に応じて、対面形式にて研究成果の還元（情報提供及び提言）ならびに政策ニーズの把握等を行う活動のこと。

政策立案における高い貢献を促すため、目標水準を4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とする。目標水準の考え方については、上記指標アと同様とする。

（モニタリング指標）

- ・ 講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数
- ・ 政策研究対話の実施件数
- ・ メディア等における取り上げ件数

➤ 評価軸（2）

大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果が創出されているか

(評価指標)

- ・具体的な先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果の創出状況

(モニタリング指標)

- ・誌上、ウェブサイト上または口頭での論文発表件数
- ・創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価）

➤ 評価軸（3）

国際的な研究ハブ機能ならびに学術情報プラットフォームとしての機能を発揮しているか

(評価指標)

- ・新たに形成した又は維持している学術ネットワークの量と質
- ・学術情報センター等における学術情報の蓄積と運用状況および活用状況

(モニタリング指標)

- ・国際学会・国際会議等への参加数および招待講演数
- ・研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数
- ・実施した学術ネットワーク活動（※）の外部評価（業績評価委員会による総合評価）
- ・学術情報・データ蓄積等の発信（掲載）・アクセス件数・ダウンロード件数

※学術ネットワーク活動とは、研究ハブとしての機能を発揮しつつ国内外の大学・研究機関や外部の研究者・有識者等との関係において実施する学術的活動のこと。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

事業成果向上に資する目標の達成に向けて、組織として、PDCAサイクルに基づく業務実績・活動の把握や成果向上に向けて一層の創意工夫や業務改善、効率化に取り組むこととする。

運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図るものとする。

(ア) 組織体制・運営の見直し

組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、本部、大阪本部、アジア経済研究所、日本食品海外プロモーションセンター、国内事務所及び海外事務所間、さらには経済産業省等の関係機関との間での連携強化や情報の円滑な流通に留意しながら、事業のより円滑かつ効果的な実施が可能となる組織設計を行う。

また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を引き続き行う。また、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

○ 国内事務所（貿易情報センター）

国内事務所は、自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。

第四期中期目標期間中に新たに 6 カ所の国内事務所が設置され、46 都道府県 48 カ所に事務所が存在する。このネットワークを活用し、各地域の特性やニーズなどを踏まえた効果的・効率的な支援を強化する。また、全国 8 カ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の海外市場開拓など都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。

国内事務所の配置や運営規模については、その妥当性に関する考え方を更に整理した上で、各事務所の活動、成果及び今後の可能性、地方自治体・関連団体との連携状況などの定量的・定性的な情報を踏まえ、事業量や成果に見合った適正な人員配置や管理費用となるよう費用と便益を適切に比較してその妥当性を定期的に検証して運営改善を図るとともに、より効率的、効果的な事務所ネットワークを検討し、必要な見直しを行う。

また、国内事務所における地方自治体からの分担金については、第四期中期目標期間の後半に設立された事務所は基礎的活動経費の分担を原則折半としている。日本貿易振

興機構に求められる役割が増大するなか、地元と共同運営する国内事務所については、基礎的経費の折半分担を原則に、引き続き応分の地元分担を求めていく。

さらに、中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化に引き続き取り組み、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。

○ 海外事務所

海外事務所は、スタートアップを含む企業の海外展開や政策的支援のニーズ、対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる国々において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、海外事務所の配置や運営規模について、その妥当性に関する考え方を整理した上で、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の成果や可能性及び当該国・地域に対する企業や政策的支援のニーズ、民間サービスの状況などの定量的・定性的な情報を踏まえ、費用と便益を適切に比較してその妥当性を定期的に検証し、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い国への事務所及び職員の配置を進める。

また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を引き続き進める。

(イ) 業務の優先順位付けの徹底

限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、業務の優先順位付けを徹底し、より効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、引き続き優先順位の低い業務の合理化や廃止を進めていく。

(ウ) 調達方法の見直し

迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。

(エ) 人件費管理の適正化

中期目標の達成や、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表するものとする。

(オ) 費用対効果の分析と改善

業務運営にあたっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、費用対効果の改善に取り

組むことで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。

(2) 業務の電子化

日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、「国の行政の改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」を踏まえ、引き続き IT 技術を活用した業務改革及びペーパーレスの推進を含めた執務環境の整備を図る。

5. 財務内容の改善に関する事項

「未来投資戦略 2018」などで示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。

また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。

(1) 自己収入拡大への取組

第一期から第四期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中に、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現など、より一層自己収入の拡大に取り組むことで、より多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入等の自己事業については、利用者が減少している事業はサービスの内容を見直すとともに、費用対効果を検証する。地方自治体や業界団体からの受託事業については、より安定した自己収入のため、個別事業の成果を可視化し、継続的な事業獲得につなげる。

さらに、引き続き自治体・関係機関等との連携を通じた外部からの分担金の拡大を目指す。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、引き続き収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

(3) 保有資産の見直し

保有する資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

財務内容等の一層の透明性を確保し、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

業務範囲の拡大等による業務量の拡大が引き続き見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、ミッションを有効かつ効率的に実施する。

- 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。
- 役職員の行動指針となる行動憲章を、全職員に毎年度、周知徹底を図る。
- 日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、定期的に役員会を開催し、審議・報告する。その結果を組織内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。
- 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCA サイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。
- ミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。
- アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止および研究倫理審査等の制度を充実させる。

(2) デジタル化への対応

(ア) データ利活用の一層の推進

データの利活用を進め、顧客サービスの高度化と業務の一層の効率化を図るとともに、政府のデジタル・ガバメント施策と連携する。

(イ) 情報管理及び情報セキュリティの確保

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年度法律第 140 号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に基づき、適切な対応を行う。

個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する研修や点検を毎年度実施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じる。政府、関係機関等と脅威情報を共有し、不正アクセス等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。

（3）人材育成や人材の多様化

世界の政治、経済、ビジネス情勢がめまぐるしく変わる中、世界各国を対象に、政治・経済・社会情勢・諸制度、産業・企業、消費動向等の情報を収集・発信し、日本と世界を繋げることにより、幅広い業種における企業の貿易や投資を支援する日本貿易振興機構の重要性が高まっている。また、デジタル市場の獲得やスタートアップ支援、海外フロンティア市場の開拓など機構へのニーズが一層多様化していることに加え、企業が機構に求める情報やコンサルテーションの水準がますます高度化している。

こうした変化に柔軟に対応しつつ、限られた資源の中で社会に高い価値を提供するには、職員一人ひとりの自律的、主体的な意欲向上や能力開発が一層求められている。このため、これを促す人材・キャリア開発計画を策定し、PDCAを行って不断に見直しながら実施していく。さらに、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を引き続き図る。

（4）働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、柔軟な働き方をしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備などを推進する。また、働き方等に関するアンケート調査を定期的に行い、職員の評価を参考にして、働き方改革を推進する。

（5）安全管理

天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。

また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じるとともに、有事を想定した訓練・研修を実施する。

（6）顧客サービスの向上

地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、海外市場開拓支援や対日投資の推進、調査・研究等を通じて、以下の①、④、⑤の政策の実施を求めている。

①経済成長(新陳代謝)

②産業育成

③産業セキュリティ

④対外経済

(国際交渉・連携／海外市場開拓支援／対内投資)

⑤中小企業・地域経済

(貿易投資に関わる施策)

⑥エネルギー・環境

⑦生活安全

未来投資戦略

対外経済政策等を通じて貢献できる、未来投資戦略(政府の成長戦略)に掲げられた施策のうち、日本貿易振興機構の貢献が求められているものは以下の通り。

2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増

2023年までにユニコーン又は上場ベンチャー企業を20社創出

2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成

2020年までに中堅・中小企業等の輸出額・現地法人売上高を倍増(約25兆円)

上記の他

- ・越境電子商取引(越境EC)の活用
- ・高度外国人材受入れのプラットフォーム機能
- ・ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
- ・日本貿易振興機構の海外事務所強化等

日本貿易振興機構の重点政策(第4期中期)

○対日投資促進

我が国における対日投資促進の中核機関として、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対内直接投資促進に向けた取組を一層強化・推進。

○農林水産物・食品の輸出促進

品目別輸出団体のサポート等「オールジャパン」での取組や、政府、自治体、業界団体等と連携したワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・食品の輸出を推進。

○中堅・中小企業等の海外展開支援

関係機関と連携しつつ、輸出や海外進出、進出後の現地展開、さらに第三国展開まで一貫した切れ目ない支援を実施。

○我が国企業活動や通商政策への貢献

次期中期目標期間の方向性

○対日投資やスタートアップの海外展開を通じたイノベーション創出支援

- ・イノベーションの創出や地域経済の活性化等に資する対日投資へ重点化。
- ・スタートアップの海外展開支援により、海外のリスキーマネー・技術・人材の獲得等を支援。

○農林水産物・食品の輸出促進

「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づく取組の着実な実施とJFOODOによる戦略的な日本製品のマーケティングの継続・強化を通じて、両者をうまく連動させながら支援。

○中堅・中小企業等の海外展開支援

関係機関と連携する「新輸出大国コンソーシアム」を核として、越境ECや高度外国人材の活用等を通じて、中堅・中小企業の海外展開支援を推進。

○我が国企業活動や通商政策への貢献

独立行政法人中小企業基盤整備機構 第4期中期目標

平成31年2月

經濟産業省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
<法人の使命>	1
<政策を取り巻く環境の変化>	1
<法人の現状と役割>	1
II. 中期目標の期間	3
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
【指標一覧】	3
1. 事業承継・事業引継ぎの促進	4
(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援	5
(2) 事業承継ファンドへの出資の強化	6
2. 生産性向上	7
(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援	7
(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成	7
(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援	8
(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進	8
3. 新事業展開の促進・創業支援	10
(1) 販路開拓・海外展開支援	10
(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援	11
(3) 起業・創業・成長支援	11
4. 経営環境の変化への対応の円滑化	13
(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営	13
(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援	14
(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応	14
IV. 業務運営の効率化に関する事項	15
1. 顧客重視	15
(1) 顧客重視の業務運営	15
(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進	15
2. 組織パフォーマンス、組織力の向上	16
3. 業務改善と新たなニーズへの対応	16
4. 業務経費等の効率化	16
5. 業務の電子化の推進	17
V. 財務内容の改善に関する事項	17
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	17
2. 保有資産の見直し等	17
VI. その他業務運営に関する重要事項	18
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等	18
2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成	18
3. 情報公開による透明性の確保	18
4. 情報セキュリティの確保	19
別添 政策体系図	19

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、経済産業省の政策体系のうち「中小企業・地域経済」を担う我が国で唯一の中小企業・小規模事業者政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として、2004年7月に設立された。

これまで機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第4条にあるとおり、中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第5条に規定する基本方針及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第6条に規定する基本方針を踏まえ、（1）創業・新事業展開の促進、（2）経営基盤の強化、（3）経営環境の変化への対応の円滑化という3つの枠組みで業務を実施してきた。

<政策を取り巻く環境の変化>

現在の日本経済は、2012年末を境に持ち直しの動きに転じ、企業収益は過去最高水準である。全国358万の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%、雇用の68.8%を占め、付加価値の過半数を担い、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在であるが、中小企業・小規模事業者の業況も総じて改善傾向にあり、売上高が増加基調、経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数が9年連続で減少している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化による経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、人口減少による国内市場の縮小・変化の3つの構造変化に直面しており、景気回復の実感がわかず、支援ニーズは増大している。

今後、これらの問題の深刻化が見込まれるなか、特に、中小企業・小規模事業者は、事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、販路開拓・海外展開などの新事業展開、起業・創業が必要となっている。

このため、これまでの「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に加え、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けた取組を決定した。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化」を掲げている。具体的には、IoT、人工知能、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現するとともに、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進しているところである。

<法人の現状と役割>

機構は、これまで業務の実施に当たり、新たな政策課題や中小企業・小規模事業者の支援ニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重視の組織体制を構築し、機構が有する中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた総合的・複合的な支援ができるという強みを発揮しつつ、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を展開し、中小企業・小規模事業者政策の中核的実施機関としての役割を担ってきた。

加えて、限られた職員・予算等の経営資源の中で、より多くの中小企業・小規模事業者に対する支援を実現させるため、地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下、「地域の中小企業支援機関等」という。）との連携・協働が不可欠であり、機構がこれまでに培った支援ノウハウの共有・移転を図るとともに、情報提供、相談・助言、研修等を通じ、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割を担ってきた。

第4期中期目標期間においては、機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。また、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働についても模索していくことが重要である。

こうした考えのもと、第4期中期目標期間は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」などの新たな政策要請を踏まえ、

- (1) 事業承継・事業引継ぎの促進
- (2) 生産性向上
- (3) 新事業展開の促進・創業支援
- (4) 経営環境の変化への対応の円滑化

を柱に据え業務を実施し、この事業のまとまりで評価する。

「中小企業・小規模事業者の生産性革命」には、売上拡大・販路開拓による産出（アウトプット）の増大と、省力化による資源投入（インプット）の低減の2つの視点で見ることが鍵であり、これらは分子・分母の関係にある。機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、多様な支援施策により分子と分母の双方を支援し、「中小企業・小規模事業者の生産性革命」に貢献する役割を担い、中小企業・小規模事業者の第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革の推進に貢献していく。

機構がこれまで実施してきた中小企業・小規模事業者への直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き地域の中小企業支援機関等を通じた間接的な支援を実施するとともに、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が、支援施策や有用な情報などに時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるよう、ITプラットフォームの構築やWebを活用した研修の提供を図り、コスト削減及び売上拡大の双方を目指す。また、中小企業・小規模事業者の売上拡大に寄与するWebマッチングサイトの充実など、AI・ITを活用することにより、支援する中小企業・小規模事業者のカバレッジの拡大やサービスの質の向上を推進していく。その上で直接的な支援は、地域中核・成長企業の生産性向上支援のように政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重心を置き、より高い施策効果の実現を目指す。

これらにより、支援ニーズのある者に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、中小企業・

小規模事業者の自主的な努力を促し、「生産性革命」に貢献する。

なお、成果目標については、サービスの量を定量的に示す事業成果（アウトプット）に加え、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果（アウトカム）の観点から事業評価を適切に行い、アウトプット目標・アウトカム目標が第三者に検証可能なものになるよう努めるとともに、常にアウトカムを意識しつつ、アウトプットがアウトカムにつながるよう事業実施を図り、機構の存在自体とその利用価値の認知度を向上させることで、支援施策のより一層の利用を促す。その際、機構が行う各種取組の効果を事後的に検証できるよう、必要なデータの収集等に取り組む。

Ⅱ. 中期目標の期間

中期目標の期間は、5年間（2019年4月～2024年3月）とする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第4期中期目標期間における成果目標については、以下のとおり設定する。

これにより、機構は、業務の適正な評価を行い、PDCAサイクルを通じ、目標の達成に向けて業務の不断の見直しや改善等を行うものとする。

【指標一覧】

1. 事業承継・事業引継ぎの促進

【指標1-1】

・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度実績：100件）

【指標1-2】

・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。（新規設定）（[参考]2015～2017年度実績：23,976者）

2. 生産性向上

【指標2-1】

・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】（新規設定）

【指標2-2】

・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。（新規設定）

【指標2-3】

・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。（新規設定）

【指標 2-4】

- ・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模企業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))

3. 新事業展開の促進・創業支援

【指標 3-1】

- ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】(新規設定)

【指標 3-2】

- ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015~2017年度実績:1.1万社)

【指標 3-3】

- ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定)
([参考]2014~2017年平均:1.8割)

【指標 3-4】

- ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数(事業承継ファンドを除く。)を40本以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):53ファンド(うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。))

4. 経営環境の変化への対応の円滑化

【指標 4-1】

- ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度末実績:46.8%)

【指標 4-2】

- ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)([参考]前中期目標期間実績(2017年度末実績):役員等による委託機関等への訪問件数473件)

1. 事業承継・事業引継ぎの促進

2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。

こうした状況を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。

機構は、中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを総合的に支援するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等への支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進、事業の円滑な承継・事業再編を対

象としたファンドへの出資等を行う。

(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援

機構は、より多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・事業引継ぎを促進するため、以下の取組を行う。

事業承継においては、経営に関するノウハウの継承や後継者の育成のために早期・計画的な準備着手の必要があるが、準備を先送りにしているケースが多い。また、潜在的に事業承継の問題を抱えているにもかかわらず、誰にも相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまうといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけではなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。

また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&A等の第三者承継が有効な解決策であるとの認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関（以下「民間支援機関等」という。）が保有する売り手側企業と買い手側企業の企業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報の活用といったニーズがある。

これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。

また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させるとともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。

さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等が有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報を取り込むことによって、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。

なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化

機構は、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化するため、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図る。

【指標 1-1】

- ・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】(新規設定)([参考]2017年度実績:100件)

【指標 1-2】

- ・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。(新規設定)([参考]2015~2017年度実績:23,976者)

<目標水準の考え方>

○指標 1-1 について

事業引継ぎの成約件数は、2018年度末で約1,000件(見込み)であり、うち広域の成約件数は130件(見込み)である。事業引継ぎに係る目標として、中小企業庁は「2021年度に事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数2,000件/年」を設定しているが、2,000件は、2018年度末見込みの約1,000件の2倍に当たることから、広域の成約件数についても、同様に2021年度末において、2018年度末の2倍となる260件を目指し、中期目標期間において計1,100件以上と設定する。

○指標 1-2 について

機構は、以下の取組を通じて、事業承継・事業引継ぎ支援機関の支援能力向上を図っている。

- ・地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会
- ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修
- ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修
- ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応

これらの取組による前中期目標期間における支援者数実績は年間8,000者、5年間換算では40,000者となるが、その1.25倍に相当する50,000者を支援することを目指す。

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

- 【重要度：高】現状を放置し、中小企業・小規模事業者の廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約2兆円のGDPが失われるおそれがあると言われていたなか、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げており、事業承継・事業引継ぎを促進していくことは重要である。

【優先度：高】中小企業・小規模事業者の廃業が急増すると、日本経済に多大な影響を及ぼしかねないことから、事業承継・事業引継ぎの促進は最優先で取り組むべき課題である。

【難易度：高】事業承継・事業引継ぎが進んでいない要因としては、後継者の不足、経営者の認識不足、小規模な事業引継ぎ案件を担う専門家の不在、金融機関から事業引継ぎ支援センターへのつなぎや広域の事業引継ぎ案件の対応が不十分といった多種多様な課題が挙げられる。これらの複合的な課題の解決に向けて、事業承継・事業引継ぎニーズの一層の掘り起こしや早期・計画的な取組の促し、さらには、専門家の育成、事業引継ぎ支援センターへの送客、広域の事業引継ぎ案件の増加に向けた取組など、幅広い対応が求められることから、達成の難易度は高い。

2. 生産性向上

少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。

今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。

そのため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとされたところ。

機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。

(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援

中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。

このため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。

こうした状況を踏まえ、機構は、ITプラットフォーム（2019年度稼働予定）による情報提供、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進、機構の支援のツールによるIT導入促進支援により、中小企業・小規模事業者のITツール導入を促進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献する。

(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成

中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。

多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、AI・ITを活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。また、機構は、イノベーシ

ョンや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を行う。

また、生産性向上に資する多様な経営課題解決のため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、Webを活用した研修や地域の中小企業支援機関等と連携した研修などの提供方法を通じて、事例研究や演習などによる実践的な研修等を行う。

（３）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。

機構は、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会、中小企業大学校等による地域の中小企業支援機関等の支援人材への研修等を通じた地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。

（４）中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

中小企業・小規模事業者の生産性向上のための連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、高度化事業の周知・支援能力向上研修の強化やこれまでの事業で培ったノウハウを最大限活かすことを通じて、新規案件の組成促進を図るとともに、都道府県等と連携して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。

また、中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。

【指標２－１】

- ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】（新規設定）

【指標２－２】

- ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。（新規設定）

【指標２－３】

- ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。（新規設定）

【指標２－４】

- ・中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：20.7万人（無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。））

<目標水準の考え方>

○指標 2-1 について

中小企業・小規模事業者の中にはIT導入に対する苦手意識や適切な導入規模等を知らないといった経営者も多く、そのようなITに知見がない中小企業・小規模事業者でも容易にITの活用ができるよう、使いやすいアプリや活用事例などをITプラットフォームに掲載し、快適な閲覧性を追求するとともに、地域の中小企業支援機関等と連携して積極的な情報発信を行う。その上で、中小企業・小規模事業者100万社に対するIT導入促進に向けて、その100万社にITプラットフォームを活用した支援が届くよう、全国の主な中小企業支援機関等（約2,500機関）に対し、ITプラットフォームを活用した中小企業・小規模事業者へのIT導入促進の取組を実施するよう働きかけ、5年間でのべ6,200機関が活用することを目指す。

○指標 2-2 について

政府目標である100万社に対するIT導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたIT化支援に取り組む。具体的には、「IT導入による生産性向上」に有用なIT導入事例などの情報やコンテンツを掲載したITプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ITに知見のない地域の中小企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なIT化支援が可能となることを理解してもらうことを狙いとする。

機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数10人、年間200回以上開催し、5年間で10,000人以上を目指す。

○指標 2-3 について

人手不足の環境下において労働生産性を向上させるには、人材育成や業務効率化に積極的に取り組むことが必須である。人材育成は中小企業・小規模事業者にとって重要な経営課題の一つであり、特に強化すべきであるとともに、中小企業・小規模事業者の経営の存続や持続的成長につながる点で対応が急務となっている。

機構の役割は、中小企業・小規模事業者の経営者や管理者のニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施することである。研修の効果は、研修で学んだ内容を自社で実践することで初めて得られるものであることから、効果を検証する仕組みを構築するものである。

具体的には、研修について、「課題解決済み」「課題解決に取り組中」「課題解決に向け検討中」「課題解決に取り組んでいない」の4肢のうち、上位2項目を回答した割合をもって、課題解決率とし、80%以上を目指す。

○指標 2-4 について

目標の達成に向けて、ニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施する。受講者の的確な評価を捕捉し、研修内容に活かすため、無料セミナー受講者数は除くものとする。目標数は、前中期目標期間の実績を5千人上回ることを目指す。

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

【重要度：高】「2020年までの3年間で約100万社に対してITツール導入促進を目指す」という政府目標の達成に向けて、ITプラットフォームを通じたIT導入促進が重要である。また、人手不足の環境下においては、労働生産性を向上させるため、人材育成にも積極的に取り組むことが重要である。

【難易度：高】生産性向上に向けた支援は、機構として新規の取組となること、特にIT導入促進支援については、専門家の不在や情報不足など、中小企業・小規模事業者のIT導入に向けた環境が未整備である現状を踏まえると、難易度は極めて高い。

3. 新事業展開の促進・創業支援

更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。

そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。

こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。

また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。

そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。

こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。

(1) 販路開拓・海外展開支援

販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチン

グ、販路開拓の実現性を一層高めるためのWebマッチングサイトと連動した展示会・商談会、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング、Webサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。

加えて、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（日本貿易振興機構）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。

（２）新事業展開による新たな市場開拓等への支援

地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定等から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。

（３）起業・創業・成長支援

日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。

【指標 3-1】

- ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】（新規設定）

【指標 3-2】

- ・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。（2015～2017年度実績：1.1万社）

【指標 3-3】

- ・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。（新規設定）（[参考]2014～2017年平均：1.8割）

【指標3-4】

- ・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を40本以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：53ファンド（うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。））

＜目標水準の考え方＞

○指標3-1について

商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合併会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、20%以上を目指す難易度の高い目標である。

○指標3-2について

基幹目標の達成に向け、中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を補完・支援するため、機構の海外展開支援ツールの複合的な活用促進を図る。海外展開を初めて志す者への相談対応から、海外との取引開始に至るまで一貫したハンズオン支援を行う。基幹目標に寄与する重要性を鑑み、2015～2017年度の実績である1.1万社の単年度平均3,800社の5年間換算である1.9万社を上回ることを目指す。

○指標3-3について

ベンチャー支援強化に係る政府目標として、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」がある。

一方、機構の役割は、メガベンチャーの創出に直接的に貢献することではなく、地域を牽引していくにふさわしい中小企業の創出に向けて、創業初期のベンチャー企業等に対して資金面及び経営面から支援すべく、ファンドへの出資を通じてリスクマネーの供給の円滑化や経営支援の促進を図ることにある。

地域を牽引していく中小企業の規模は一般的に時価総額50億円程度と言われていることを踏まえ、「機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合の平均が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る」ことを目指す。なお、新興市場全体とは、JASDAQスタンダード、マザーズ、JASDAQグロース、アンビシャス、セントレックス、Q-Boardの6市場をいう。

○指標3-4について

機構からの出資が民間資金の呼び水となり、ベンチャー企業、中小企業等へのリスクマネーの供給となることを目指す。経済環境の変動によって、ファンドの組成本数は大きく変動する状況下において、機構は安定してリスクマネーの供給を行うため、前中期目標期間と同等の本数を目標とする。

＜想定される外部要因＞

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整

備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。

【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。

4. 経営環境の変化への対応の円滑化

経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。

中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。

また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。

(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき、加入促進に取り組む。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行うとともに、代理店・委託団体等に対し、新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。

また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。

具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等を確認する体制を構築し、進めることとする。

また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進めるとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。

(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援

中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDCAサイクル構築に関する支援、ITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。加えて、全国の地域金融機関等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働等を行う。

また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関を通じて中小企業・小規模事業者による経営改善・生産性向上の取組を支援する。

さらに、地域金融機関等と連携した再生ファンドを組成することで、中小企業再生支援協議会との連携・協働による中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

東日本大震災により被災した地域について、機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、その復興の進捗に適合した支援を行う。その中でも特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生について、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。

また、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用して、機動的に支援を行う。

【指標4-1】

- ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度末実績：46.8%）

【指標4-2】

- ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。（新規設定）（[参考]前中期目標期間実績（2017年度末実績）：役員等による委託機関等への訪問件数473件）

<目標水準の考え方>

○指標4-1について

機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏ま

え、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることを目標とすることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。

○指標4-2について

加入促進に当たって、従来は、機構の役員や地域本部長による訪問（トップセールス）を中心とし、これを実績として計上してきたが、第4期中期目標期間においては、在籍率をさらに向上させるため、職員等による委託機関等への訪問及び説明会の開催、業界団体等の新規チャネルの発掘等の取組もこの対象に加えることとし、新たに設定した。

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- ・顧客重視を第一とし、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。
- ・業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図る。
- ・広域的な実施体制を効果的かつ効率的に運用し、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索していくことで、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。

(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。

第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上

- ・ 行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。
- ・ 業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。
- ・ 機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。
- ・ 職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

- ・ PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、新たなニーズに対応した業務やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似サービスについては改善又は廃止を実施する。
- ・ 施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」による事業評価を適切に行い、事業成果を向上する。

4. 業務経費等の効率化

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）の合計について、新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
- ・ 新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。
- ・ 国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

- ・独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

5. 業務の電子化の推進

- ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、デジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。
- ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組

- ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等の見直しを行う。
- ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。
- ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。
- ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。
- ・その他の財務の健全性を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではGP（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。

2. 保有資産の見直し等

- ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。

- ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。
- ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。
- ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

- ・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実にを行うとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。
- ・財務の健全性及び適正な業務運営のため、金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図る。
- ・公的使命を有する組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。
- ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成

機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。

こうした考えの下、限りあるリソースのなか、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期的な新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。

3. 情報公開による透明性の確保

組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。

4. 情報セキュリティの確保

「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。

別添 政策体系図

以上

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、中小企業・地域経済政策として、以下の施策の実施を求めている。

①経済成長

②産業育成

③産業セキュリティ

④対外経済

⑤中小企業・地域経済

経営革新・創業促進／事業環境整備
／経営安定・取引適正化／地域産業／
福島震災復興

⑥エネルギー・環境

⑦生活安全

未来投資戦略2018

○中小企業・小規模事業者のITなどの先端設備の投資促進

○各業種における生産性向上の具体的な取組の促進

○円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝

○中小企業支援機関の強化

○経営人材や中核人材の確保など人材・ノウハウ支援の強化

○地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、地域での戦略的取組

○中小企業・小規模事業者の生産性革命に向けた環境整備

中小企業基盤整備機構の第4期中期目標期間の方向性

○機構の目的

- 中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備すること
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第4条抜粋)

○機構の役割

- 我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的・中核的な支援・実施機関
- 支援の専門的な知見と経験、ネットワーク等を活かし、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を展開
 - ①創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援
 - ②支援機関等の支援機能の向上・強化を支援

※これまで実施してきた直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き間接的な支援の実施とAI・ITを活用することにより、支援対象のカバレッジ拡大、サービスの質の向上を推進

○事業承継・事業引継ぎの促進

- ・事業承継・事業引継ぎへの支援
- ・事業承継ファンドへの出資の強化

○生産性向上

- ・中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援
- ・生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成
- ・地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援
- ・中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

○新事業展開の促進・創業支援

- ・販路開拓・海外展開支援
- ・新事業展開による新たな市場開拓等への支援
- ・起業・創業・成長支援

○経営環境の変化への対応の円滑化

- ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営
- ・中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援
- ・大規模な自然災害等への機動的な対応

独立行政法人都市再生機構 第四期中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

機構は、昭和 30 年の日本住宅公団の設立以来、数次の統合を経て、平成 16 年 7 月に設立され、これまで、政策的意義の高い都市再生等の推進、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進、東日本大震災からの復興に係る業務を実施するほか、大規模災害が発生した場合における復旧・復興支援に取り組んできたところであり、これらの業務に関する専門性、人材面の強みを有している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、5 年、10 年、20 年を区切った経営改善計画を策定し、最初の 5 年間に当たる第三期中期目標期間（平成 26 年度～平成 30 年度）を通じて、賃貸住宅、都市再生等の各部門の業務効率化等により収支構造の改善を図り、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。

昨今の経済社会情勢に目を向けると、我が国は世界的に見ても高齢化が進行しており、特に地方圏における人口減少・少子高齢化が進展しているほか、東京一極集中の傾向が継続するなど経済社会構造上の大きな課題に直面しており、これらに対応するための施策を講ずることが急務となっている。また、大規模災害が相次ぐ中、切迫する巨大地震等や気候変動の影響により頻発・激甚化が懸念される気象災害から国民の生命と財産を守るため、国土強靱化に向けた防災・減災、老朽化対策等は喫緊の課題である。

このような状況において、機構の政策上の位置付けとして、「都市再生基本方針」（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）では、公共公益施設や医療・福祉施設等の適正な立地の促進等による都市のコンパクト化、再開発等による低未利用地の土地利用転換等を実施することにより国際競争力の強化のための環境整備などを進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されてい

る。

また、「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）では、機構については、既存の賃貸住宅ストックの活用を前提として、少子高齢化に対応した高齢者世帯や子育て世帯の住宅の確保やその技術力、住宅・まちづくりのノウハウを活用した住宅地の再生などの役割が求められている。

加えて、「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）では、密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策、津波に強いまちづくり等を進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されることとされている。

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成 30 年国土交通省告示第 1066 号）に従い、機構は、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行うことにより、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進することが求められている。

このため、機構は、上記政府方針等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、機構の専門性、人材面での強みを活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 31 年 4 月 1 日（2019 年 4 月 1 日）から平成 36 年 3 月 31 日（2024 年 3 月 31 日）までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、1.（1）～（3）、2.（1）～（3）及び 3. の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

1. 政策的意義の高い都市再生等の推進

（1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進

人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT 等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。

都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の

課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。

このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。

①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生

グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。

②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生

周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。

③防災性向上による安全・安心なまちづくり

自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進める

ことが必要である。

このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。

【定量目標】

- ・コーディネート及び事業の実施地区数 330 地区（前中期目標期間実績（見込み）：316 地区）
- ・都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額 1兆8,000億円規模、経済波及効果 3兆6,000億円規模（前中期目標期間実績（見込み）：民間建築投資誘発額 2兆8,900億円規模、経済波及効果 5兆6,900億円規模）

【指標】

- ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）
- ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）

<目標水準の考え方>

- ・ 機構による都市再生をより積極的に推進するため、地方公共団体等のまちづくりの事業化を支援するためのコーディネートの実施地区数と都市再生事業の実施地区数の合計地区数について、前中期目標期間の実績（見込み）（316地区）を上回ることを水準とした目標を設定した。
- ・ 機構が実施する都市再生事業等は、民間事業者による建築投資及びその経済波及効果を生じさせ、経済の活性化へ寄与するため、民間建築投資誘発額及び経済波及効果（第四期中期期間中に発現する効果に、当該期間中に事業実施中の地区が将来的に誘発するであろう効果を加えた数値）を目標とし、機構が、今後、地方都市等の再生や密集市街地における防災性向上といった難易度が高く誘発額は必ずしも大きくないが政策的意義の高い取組にも一層注力していくことを踏まえ、前中期目標期間の計画値（民間建築投資誘発額 1兆8,000億円規模、経済波及効果 3兆6,000億円規模）と同額を目標値として設定した。

【重要度：高】

都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力

を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。

【難易度：高】

地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。

(2) 災害からの復旧・復興支援

南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。

このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。

- ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。
- ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。
- ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。

【定量目標】

- ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 50 回（平成 30 年度実績（見込み）：9 回）
- ・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数 50 団体（平成 30 年度実績（見込み）：4 団体）

【指標】

- ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数
- ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数
- ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネ

- ート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等
- ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数

<目標水準の考え方>

- ・ 第四期中期目標期間の各年度において、平成 30 年度実績（見込み）（9 回）を上回る水準で啓発活動を実施することを想定して目標として設定した。
- ・ 機構が復旧・復興に資する関係構築を図る対象団体が機構の復旧・復興支援業務を新たに理解した上で、対象団体の意向や対象団体における関係構築のための調整手続を考慮し、目標を設定した。なお、対象団体は、機構の復旧・復興支援を受ける被災地の広域窓口となる都道府県を中心に、市区町村や他の公的機関等も含める。

【重要度：高】

国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。

（3）都市開発の海外展開支援

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。

このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。

【定量目標】

- ・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で締結した協定・覚書の件数 10 件（前中期目標期間実績（見込み）：5 件）

【指標】

- ・機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数

<目標水準の考え方>

海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するには、機構が国内での都市開発事業等の経験等を活かし、対象国で都市開発事業を企画・立案する政府機関や公的機関等と協力関係を構築することが重要である。協力関係の構築を一層強化するため、機構が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で技術協力等の協定・覚書を締結し、協力関係を構築した件数について、前中期目標期間の実績（見込み）（5件）を倍増することを水準として目標を設定した。

【難易度：高】

我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。

2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現

UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。

これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。

また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実に図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。

このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。

(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備

少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するといった事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進すること。
- ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。
- ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。
- ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備すること。
- ・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。

【定量目標】

- ・平成35年度末時点のUR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数累計120団地程度（平成30年度末実績（見込み）：累計42団地）

【指標】

- ・見守りサービス提供数
- ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数
- ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数
- ・大学等との間で締結した連携協定等の件数

<目標水準の考え方>

住生活基本計画（全国計画）において、平成37年度までに、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を150団地程度とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標の達成に向け、地域の医療福祉拠点化の

形成数について、第四期中期目標期間に 120 団地程度を形成することを水準として目標を設定した。

【重要度：高】

住生活基本計画（全国計画）において、UR 賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成 37 年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。

【難易度：高】

地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター、社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。

（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進

国民共有の貴重な地域資源である UR 賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。
- ・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。

【定量目標】

- ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 概ね過半（前中期目標期間実績（見込み）：約 50%）

【指標】

- ・ストック削減戸数
- ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数

<目標水準の考え方>

住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティなどのまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされている。

そのため、中期目標期間中に予定されている団地再生事業により供給される整備敷地等について、地域の状況を鑑みながら、1団地あたり少なくとも1以上の整備敷地等において、新たな機能（※）を導入又は機能強化することを水準として目標を設定した。

（※） 少子高齢化対応施設（高齢者福祉施設、子育て支援施設等）、医療施設（病院等）、防災性向上に寄与する施設（防災公園等）等

【重要度：高】

住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。

【難易度：高】

UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。

（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現

UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。
- ・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震

改修等を推進すること。

- ・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。
- ・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々な制度を活用したサービスの提供を推進すること。
- ・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。

【定量目標】

- ・平成 35 年度末時点のUR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合 60%以上（平成 30 年度末実績（見込み）：約 55%）
- ・平成 35 年度末時点のUR賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース） 95%以上（第四期中期目標期間中に 200 棟以上の住宅棟で耐震改修等を実施）（平成 30 年度末実績（見込み）：約 94%）

【指標】

- ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数

＜目標水準の考え方＞

- ・ UR賃貸住宅においては、建物の高経年化、居住者の高齢化が進展しており、居住者の安全な暮らしに一層配慮するため、これまでのバリアフリー化の実績を踏まえ、UR賃貸住宅におけるバリアフリー化率（※）について第四期中期目標期間中に 60%以上に引き上げる目標を設定した。
（※） i） 2 箇所以上の手すりの設置、 ii） 屋内の段差解消、 iii） 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の全部又は一部がなされた住宅の割合
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）の趣旨に従い、UR賃貸住宅における居住者等の一層の安全性確保を図るため、これまでの耐震化の実績や今後耐震改修等を実施する必要のある住棟の改修難易度を踏まえ、UR賃貸住宅における耐震化率（住棟ベース）について第四期中期目標期間中に 95%以上に引き上げる目標を設定した。

＜想定される外部要因＞

既存賃貸住宅のリノベーション、バリアフリー化、耐震改修等に当たっては、対象住宅の空き家発生状況等に大きな影響を受ける場合がある。

【難易度：高】

今後耐震改修等を実施する必要のある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。

3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施

東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。

このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。

【指標】

- ・ 3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等 3 地区約 117ha について、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを平成 32 年度までに完了
- ・ 岩手県、宮城県、福島県の 12 地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業 22 地区約 1,314ha について、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを平成 32 年度までに完了

【重要度：高】

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）において、平成 28 年度から平成 32 年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。

【難易度：高】

復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること

等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備

効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。

2. 業務の電子化

政策実施機能の最大化に資する IT 基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。

3. 適切な事業リスクの管理等

(1) 事業リスクの管理

機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

(2) 事業評価の実施

事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。

4. 一般管理費、事業費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課、基幹系システム再構築に係る経費等の所要額を計上する必要がある経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成 30 年度）と中期目標期間の最終年度（平成 35 年度）を比較して 3%程度に相当する額を削減すること。

事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、賃貸住宅事業における「UR 賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」（平成 30 年 12 月 19 日公表）を実行するために必要な事業費を確保するとともに、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。

5. 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

V 財務内容の改善に関する事項

1. 財務体質の強化

将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。

<想定される外部要因>

急激な金利上昇に伴う資金調達コストの増加や不動産市況など社会・経済状況の激変により、大きな影響を受ける場合がある。

【重要度：高】

独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。

VI その他業務運営に関する重要な事項

1. 内部統制の適切な運用

コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。

2. 業務運営の透明性の確保等

業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程や

マニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。

3. 人事に関する計画

人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。

また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。

人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。

多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。

4. 保有資産の適切な管理・運用

機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点から踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。

5. 環境及び都市景観への配慮

事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。

6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元

国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。

独立行政法人都市再生機構の政策体系

主 な 政 府 方 針

- 都市再生基本方針
(平成14年7月19日閣議決定)
都市のコンパクト化の推進等、災害に強いまちづくりの推進、都市の国際競争力の強化のための環境整備等
- 住生活基本計画
(平成28年3月18日閣議決定)
若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現、高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保、住宅地の魅力の維持・向上等
- 国土強靱化基本計画
(平成30年12月14日閣議決定)
密集市街地の火災対策、津波に強いまちづくりの促進等
- 海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進
我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針
(平成30年8月30日告示)

都市再生機構が果たす役割

一機構は、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

都 市 再 生	賃 貸 住 宅	災 害 復 興 支 援		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコ－ディネートを実施 ○ 民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施 ① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生 ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生 ③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 ⇒ 地域の医療福祉拠点化の形成を一層推進 ・ミクスドコミュニティ形成に向けた取組を実施 ○ 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 ⇒ 地域の多機能拠点の形成、居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、計画的なストック再生を実施 ○ UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 ⇒ 建替えやリノベーション、バリアフリー化等の実 施を推進 ・適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害からの復旧・復興支援 ⇒ 発災後の初動対応、復興に係るコ－ディネート等を積極的実施 ・事前防災、復旧支援及び復興支援に係る啓発活動等を実施 ○ 東日本大震災からの復興業務 ⇒ 原子力災害被災地域における復興支援 ・津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>海 外 展 開 支 援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市開発の海外展開支援 ⇒ 海外での大規模な都市開発の事業等に係るコ－ディネート(地区開発マスタープラン策定等)を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	海 外 展 開 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市開発の海外展開支援 ⇒ 海外での大規模な都市開発の事業等に係るコ－ディネート(地区開発マスタープラン策定等)を実施
海 外 展 開 支 援				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市開発の海外展開支援 ⇒ 海外での大規模な都市開発の事業等に係るコ－ディネート(地区開発マスタープラン策定等)を実施 				

独立行政法人奄美群島振興開発基金 第四期中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

第 1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

奄美群島については、これまで、その特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきた。

奄美基金も、同法に基づく特別の措置として設立され、奄美群島の基礎条件の改善及び振興開発に寄与してきた。

奄美基金は、なお奄美群島に存在する本土との諸格差の克服や地域の自立的発展の促進を図るため、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている。

この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである。

この 5 年間の奄美群島を巡る状況は、世界自然遺産登録に向けた動き、LCC の就航などの好影響で入込客数の伸びが見られ、このような「追い風」のもと、民間の経済活動も活発になっている一方、宿泊施設の不足などの課題も指摘されている。

そのような中、奄美基金においては、奄美群島の振興開発を金融面から支える唯一の専門機関として、保証業務や融資業務の実施に加え、産業振興に資するべく事業者の支援体制の強化に努め、起業・経営改善に関するセミナーの開催や、経営・再生支援先に対する財務面・運用面のアドバイス等を行うなどコンサルティング機能を充実してきている。

その結果、利用者及び地元自治体からも一定の評価はされているが、今後とも奄美基金が責任をもって経営課題である繰越欠損金の解消を軌道に乗せ加速するための経営管理態勢の強化も必要である。

また、国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、その専門性の強みを最大限発揮して、地元自治体、事業者、他金融機関等との分担と協働

により政策課題等の解決に資することが、これまでもまして重要となってきた。

例えば、平成 26 年度に創設された奄美群島振興交付金と奄美基金の業務を連動させ、施策の効果が更に高まる提案を行うことが期待されるほか、奄美群島内の事業者のみならず地元自治体に対しても各種施策に関する金融支援や情報提供等を積極的に行っていくこと等も重要であり、この点については、平成 30 年 5 月に奄美群島の重要事項を調査審議する奄美群島振興開発審議会に設置された奄美基金の役割の検証に関するワーキンググループの報告（以下、「WG 報告」という。）でも提案されている。

奄美基金は、これらを踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる。

第 2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、保証業務、融資業務の 2 つとする。

1. 保証業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。

(1) 事務処理の迅速化及び適正化

- ① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。

<目標水準の考え方>

第三期中期目標期間において、目標（8 割以上の処理）の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。

なお、金融機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間な

ど、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く。

- ② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況

(2) 適切な保証条件の設定

保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りながら、適切な条件が設定されるよう努める。

(3) 利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。

(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。

利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。

【指標】

- 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況

【重要度：高】

国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島内の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。

(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実

地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強

化を図るとともに、コンサルティング機能の充実に努める。

【指標】

- 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況
- 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況

【重要度：高】

国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業（立地協定企業など）等を支援し、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。

(6) 期中管理体制の強化

貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。

【指標】

- 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況

(7) 奄美群島振興施策との連携・協調

鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。

【重要度：高】

国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。

(8) リスク管理体制の充実・強化

① 審査委員会及び債権管理委員会の活用

審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。

② 債権管理の徹底

延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。

③ 区分に応じた債務者管理の徹底

利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。

また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。

④ 民間金融機関との連携・協調

一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。

【指標】

○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況

⑤ 新規の債権に対する管理強化

中期目標期間において、新たに保証を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。

<定量目標>

ア リスク管理債権割合 15.0% (第四期中期目標期間末の保証残高に対する割合)

イ 延滞債権割合 4.0% (同上)

<目標水準の考え方>

ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。

イ 平成26年度以降に保証した債権に係る平成29年度末(直近)の延滞債権割合4.0%を維持する。

【難易度：高】

当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に対応することも必要なため。

2. 融資業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。

(1) 事務処理の迅速化及び適正化

- ① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。

<目標水準の考え方>

第三期中期目標期間において、目標（8割以上の処理）の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除く。

- ② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。

【指標】

- 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況

(2) 適切な貸付条件の設定

貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

【重要度：高】

現在、LCCの就航による入込客の増加など奄美群島を巡る状況が好転しており、今後の資金需要を捉え、優良資産の確保により安定した経営基盤の確立と繰越欠損金の削減にも繋がるとの考えにより、本中期目標期間内においては各種データの検証、関係機関の意向等を確認の上、財務に与える影響も含め検討し、出資者である関係機関の合意を得る程度を目標とすることが必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。

(3) 利用者に対する情報提供

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。

(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。

利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。

【指標】

- 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況

【重要度：高】

国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。

(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実

地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化、コンサルティング機能の充実等に努める。

【指標】

- 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況
- 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況

【重要度：高】

国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業（立地協定企業など）等を支援し、地域産業の育成・振興を図るためには、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。

(6) 期中管理体制の強化

貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。

【指標】

- 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況

(7) 奄美群島振興施策との連携・協調

鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画

及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。

【重要度：高】

国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。

(8) リスク管理体制の充実・強化

① 審査委員会及び債権管理委員会の活用

審査及び債権管理の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。

② 債権管理の徹底

延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。

③ 区分に応じた債務者管理の徹底

利用者に対するモニタリング及び信用状況の検証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。

また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。

④ 民間金融機関との連携・協調

一般の金融機関との連携強化に努め、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。

【指標】

○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況

⑤ 新規の債権に対する管理強化

中期目標期間において、新たに融資を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。

<定量目標>

ア リスク管理債権割合 15.0% (第四期中期目標期間末の融資残高に対する割合)

イ 延滞債権割合 2.4% (同上)

<目標水準の考え方>

ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。

イ 平成26年度以降に融資した債権に係る平成29年度末（直近）の延滞債権割合2.4%を維持する。

【難易度：高】

当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に対応することも必要なため。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務運営体制の効率化

(1) 組織体制・人員配置の見直し

審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。

(2) データベースの活用等

業務の電子化、データベースの活用等により業務の効率化を図る。

2. 一般管理費の削減

(1) 一般管理費の削減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で7%以上に相当する額を削減する。

(2) 人件費の抑制

人件費については、奄美基金の財政状況を鑑み、可能な範囲で抑制することとする。

(3) 給与水準の適正化

給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

3. 人材育成

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）

を踏まえ、以下のとおり人材育成に取り組む。

(1) 職員研修・資格取得の推進

奄美基金における職員研修を充実させ、かつ、金融機関としての質的向上を図るため、小規模な事業者に対する支援や農業分野で専門的な研修を実施している(株)日本政策金融公庫の研修プログラム等を活用した職員の研修と金融業務に資する資格取得を推進する。

【指標】

○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況

(2) 人事交流・業務連携の強化

地域連携による人材育成の観点から、地元自治体との人事交流を検討するとともに、審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、(株)日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携の実施を図る。

4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化

入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。

第 5 財務内容の改善に関する事項

1. 保証・融資業務の着実な実施

財務の健全化を図るため、保証・融資業務について適切に実施する。

< 定量目標（平成 35 年度末） >

- ア 保証業務のリスク管理債権割合 35.0%
- イ うち平成 16 年 10 月以降保証した債権に係るリスク管理債権割合 25.5%
- ウ 融資業務のリスク管理債権割合 31.0%
- エ うち平成 16 年 10 月以降融資した債権に係るリスク管理債権割合 24.8%

< 目標水準の考え方 >

- ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。
- イ 上記アを踏まえ試算した目標値。
- ウ 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。

エ 上記ウを踏まえ試算した目標値。

2. 繰越欠損金の削減

財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。また、中期目標期間中において、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で約4.1%の削減を図る。

<目標水準の考え方>

両業務における収益改善・経費削減等の観点から以下の前提で経営改善計画を新たに策定し、本中期目標期間中に約2.5億円の削減（5,943百万円（H30末）→5,698百万円（H35末））を目標とした。

（保証業務）

- 事業規模：10億円（H31）→15億円（H33以降）
- 保証料率：1.19%（H26～H29の平均）
- 代位弁済率：1.70%（H26～H29の最低率）
- 求償権回収率：6.96%（H26～H29の平均）

（融資業務）

- 事業規模：17億円（H31）→20億円（H33以降）
- 貸付金利：内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算（平成30年7月9日経済財政諮問会議提出）」の経済成長試算（ベースラインケース）の名目長期金利（2.1%）を参考

3. 余裕金の適切な運用

余裕金については、適切な運用益の確保が図られるよう、運用方針の検討、策定を行う。また、必要に応じて運用体制の見直しを行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 人事に関する事項

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。

2. 内部統制の充実・強化

（1）目標管理の徹底

業務の有効性及び効率性の向上に資するため、中期計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図

る。

(2) 自己評価の実施

保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。

(3) リスク管理体制の強化

内部統制の確立に向け、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底を図り、リスク管理体制、内部規程等の整備、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。

(4) 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、奄美基金の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な対策を行う。

奄美群島振興開発特別措置法 ※5カ年の限時法(平成31年3月31日失効)

第一条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基金基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

奄美群島振興開発基金が果たすべき役割

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。(奄美群島振興開発特別措置法第44条)

保証業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関から貸付等を受ける際に金融機関に対して負担する債務の保証を行う。

平成29年度保証承諾額	54件	4億円
年度末保証残高	294件	22億円

融資業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け、及び政令で定める事業を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行う。

平成29年度融資額	87件	12億円
年度末融資残高	818件	47億円

独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組みむことが求められる。
(第三期中期目標前文(一部))

平成31年3月

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

（法人の使命）

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、機構法に基づき、公害、石綿健康被害、廃棄物処理等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

機構には、公害等により健康被害を被った方々に対する補償や救済等の業務において被害者に対して迅速かつ公正な保護及び健康の確保等を推進することや、それぞれの制度の目的に従い各業務において取り組む資金管理等において、法令に基づき適正に業務を実施すること等が求められている。さらに、機構が実施する環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務や、民間環境保全活動の助成及び振興という、民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配等の業務は、政府の各種施策の基盤となる重要な施策に位置づけられる。我が国を取り巻く危機や課題は、その多くが時間的、空間的、政策分野的に大きく広がるものとなり、かつ、相互に密接に関連し、その解決の難しさが増している状況において、各種施策の基盤となるこれらの施策を担う機構の役割は重要であり、関係する政府方針等を踏まえ、適時、それらを制度運営に反映し、機構として、その業務成果により環境・経済・社会の統合的向上に寄与していく必要がある。

（政策を取り巻く環境の変化）

社会は大きな転換期を迎えている。IoTやAIなどの技術進歩も相まって、社会システム、経済、価値観が変化しつつある一方、かつてない人口減少・少子高齢社会に直面している我が国は、環境問題、経済成長、地方創生といった諸課題に同時に取り組まなければならない。また、平成30年7月豪雨に象徴される自然災害の激甚化・頻発化や平成30年の夏の記録的な酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動の影響の拡大が懸念される中で、緩和策・適応策の更なる加速、着実な災害対応、防災・減災、国土強靱化などが求められている。

我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、そして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択やパリ協定の発効を受け、脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえると、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ていると考えられる。

平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、都市も農山漁村も含めた各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と共生・対流することで新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」を掲げている。これは、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの具現化に他ならず、これによって、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指している。「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成二八年一二月二二日SDGs推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパー

トナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしており、研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成二八年一月二二日 閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成三〇年六月一五日 閣議決定）等において、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

（法人の現状と課題）

機構は、その前身となる機関も含めれば昭和40年代から環境政策の実施機関として、多岐に渡る事務事業に取り組んできたことにより、豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積している。そしてそれらの業務を適正かつ着実に遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、機構への信頼を維持してきた「強み」を持つ。機構は、環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭におきつつ、各業務の背景にある歴史的経緯や努力の方向性等を十分に認識し、これらの「強み」を最大限に活かしその役割を果たしていく必要がある。

一方で、これからの環境政策は、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと—つまり環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくこと—が重要である。このため、機構は、新たに平成28年から取り組んでいる環境の保全に関する研究及び技術開発等の分野ではこれからの成長の牽引役となるような環境政策を実現する機関を目指していくことが、今後の課題であると考えられる。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

（補記1）以下、「前中期目標期間実績」とは、第3期中期目標期間における、平成26～29年度の実績を表す。

（補記2）各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目「1.」～「7.」を事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 公害健康被害の補償に関する業務

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和四八年十月五日 法律第百十一号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、納付義務者の協力を促すとともに、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進める。また、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、納付業務指導調査や納付業務システム研修等の業務支援にも積極的に取り組むことが求められる。

【以下、評価指標等】

(1) 徴収業務

<評価指標>

- (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）
- (B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）
- (C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保
- (D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進

<関連した指標>

- (c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均 41 件/年）
- (c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件/年、過年度分 平均 5 件/年）

- (c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年）
 - (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）
 - (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）
 - (d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）
 - (d3) ペイジー^(※)を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年）
- ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス
- (d4) 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第三期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。
- (b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第三期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。

<重要度：高>

公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。

<難易度：高>

制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。

(2) 納付業務

<評価指標>

- (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援

<関連した指標>

- (a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）
- (a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第4期中期目標期間中の事業予算は第3期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。また、第4期中期目標期間は、近年の高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目する。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を行う。また、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しや、的確な事業支援を行うことによるソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の充実等を随時行うなど、事業効果を高める努力を行い適正な助成を行う。

【以下、評価指標等】

(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修

<評価指標>

- (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（5段階中）3.5以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2）
- (B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施
- (C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保
- (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施

<関連した指標>

- (b1) 事業従事者への研修の受講者数（平成29年度受講者：72人）
- (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均4.25件/年）
- (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均150回/年）
- (d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均1,255件/年）

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。

<難易度：高>

社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。

(2) 地方公共団体への助成事業

<評価指標>

- (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施
- (B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施

<関連した指標>

- (a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人／年）
- (a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）
- (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況

(3) 公害健康被害予防基金の運用等

<評価指標>

- (A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化

<関連した指標>

- (a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均925百万円／年）

3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成二八年一二月二二日 SDGs 推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしている。また、「第五次環境基本計画」（平成三〇年四月一七日 閣議決定）においては、NPO・NGOを含む民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動が期待されるとしている。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、地球環境基金の運用益等により、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行う。

民間団体等への支援等においては、第4期中期目標期間から、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、海洋プラスチック対策を含むプラスチック循環利用の促進、地域の自然資源の活用等の、第五次環境基本計画が目指す「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。その他、国内の民間団体に対する市民や企業からの寄付等による支援を促す環境が十分に整っているとは言えない状況の下、機構から支援等を受けた活動が、その後、自立し持続的に継続するための取組を拡充・強化するとともに、他団体や他地域にどれだけ波及的に展開していくのかという視点も重視する。

また、機構のこれまでの知見や経験等を活かして地域のNPO・NGOを支援するという役割の下、寄り添い型の支援の拡充や他の民間助成機関との連携等により、助成案件の質の向上及び事業の効率的な実施に努めるとともに、自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組や、地球環境基金の充実のため、国民・事業者等への理解を促進させる取組等も引き続き重要である。

【以下、評価指標等】

（1）助成事業

<評価指標>

- (A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）
- (B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：（10点満点中）平均7点以上（前中期目標期間実績：平均6.7点）
- (C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上
- (D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上

<関連した指標>

- (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）
- (c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）
- (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）

(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかつた高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。
- (b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。

<難易度：高>

活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。

(2) 振興事業

<評価指標>

- (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化
- (B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施

<関連した指標>

- (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年）
- (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）
- (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）

(3) 地球環境基金の運用等

<評価指標>

- (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進
- (B) 安全かつ有利な資金運用

<関連した指標>

- (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）
- (a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）
- (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円）

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成一三年六月二二日 法律第六五号）においては、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成二八年七月二六日 閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、第4期中期目標の期間中に各地域において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限が順次到来すること、特に行政代執行に係る支援の資金の関連手続について短期間の実施が求められること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

【以下、評価指標等】

（1）助成業務

<評価指標>

- （A）審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営
- （B）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理

<関連した指標>

- （a1）審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）
- （b1）基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）

5. 維持管理積立金の管理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和四五年一二月二五日 法律第一三七号）においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

なお、維持管理積立金の管理は、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

【以下、評価指標等】

（1）管理業務

<評価指標>

- （A）積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保
- （B）維持管理積立金の適正な管理

<関連した指標>

- （a1）設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均1,203回／年）
- （b1）維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均1回／年）

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成一八年二月一〇日 法律第四号、以下「石綿法」という。）が制定され、労災補償等の対象とならない方の救済を図っている。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び平成28年に取りまとめられた制度見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意し、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。このため、被認定者等のニーズを把握し、制度運営等に反映させるとともに、都道府県がん診療拠点病院や日本肺癌学会、日本呼吸器学会といった関係機関や地方公共団体等とも連携しながら、石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図り、石綿健康被害者の不安の解消に努める。迅速かつ適切な認定及び救済給付の支給に当たっては、個人情報保護に十分留意しつつ、医療機関と診療情報の共有を図ること、厚生労働省（労災保険窓口）と労災保険制度の対象となり得る申請等について情報共有を図ることなど、関係機関との連携に努める。あわせて、石綿健康被害者の増加を想定して業務の効率化及び見直しを行うこと、取り扱う個人情報の管理に万全の対策を講じること、適切に石綿健康被害救済基金の管理を行うこと等により、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

さらに、指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への支援、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援として、機構の専門的知見をいかし、石綿による健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供を積極的に実施する。

【以下、評価指標等】

（1）認定・支給に係る業務

<評価指標>

- (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有
- (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援
- (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知
- (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表
- (E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供
- (F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営

<関連した指標>

- (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年）

- (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）
- (b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）
- (b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）
- (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）
- (c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数
- (d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）
- (d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）
- (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）
- (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）
- (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。

<重要度：高>

石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。

<難易度：高>

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

(2) 納付義務者からの徴収業務

<評価指標>

- (A) 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成二八年一月二二日 閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成三〇年六月一五日 閣議決定）や第五次環境基本計画等の政府方針に沿った取組を実施していくことが求められる。これらの政府方針等においては、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

環境省は、持続可能な社会構築に資する研究成果の社会実装を見据えた研究・技術開発を推進することを目指し、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づいて、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組む。機構においても、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、気候変動、資源循環、自然共生等、推進戦略で示された分野について、環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。

また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等に加え、外部有識者による中間評価、事後評価を通じて研究者支援等を充実させるなど、的確かつ効果的な研究管理を行う。さらに、他の国立研究開発法人等の知見や環境省による追跡評価の結果を収集・分析の上、活用するなどして、機構において必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。

加えて、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

【以下、評価指標等】

（1）研究管理

<評価指標>

- (A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を60%以上（平成29年度実績：60%）
- (B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理
- (C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進
- (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止

<関連した指標>

- (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）
- (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）
- (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：無し）
- (b4) プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成29年度実績：全課題参加）

- (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回）
- (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）
- (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回）
- (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 第 4 期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。

<重要度：高>

研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組みも引き続き重要であるため。

(2) 公募、審査・評価及び配分業務

<評価指標>

- (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は機構への業務移管前の直近 3 年間と同程度の水準を維持（業務移管前 3 年間の実績平均値：248 件／年）
- (B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）
- (C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施
- (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

<関連した指標>

- (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年）
- (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）
- (d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、機構に業務が移管される前の水準を維持する設定とする。
- (b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2 割程度増加させることが望ましい。

<難易度：高>

応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革
新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これ
まで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなけれ
ば達成が困難であり、難易度が高い。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 経費の効率化

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

(2) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成二五年一二月二四日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

<関連した指標>

役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。

(3) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成二七年五月二五日 総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

<関連した指標>

競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む

契約監視委員会における審議回数及び評価等。

(注)「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

<関連した指標>

勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。

(2) 承継業務に係る適切な債権管理等

貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。

<関連した指標>

回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成二六年十一月二八日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

<関連した指標>

内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)、外部有識者を含

む内部統制等監視委員会による検証・評価等。

(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」(平成二六年十一月十二日 法律第一〇四号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

<関連した指標>

全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加率等)。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績(回数・参加率等)。

(3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせる実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。

また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時に見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。

さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。

<関連した指標>

職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。

(以 上)

独立行政法人 環境再生保全機構 に係る 政策体系

■ 環境保全施策の体系

「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」、
「第五次科学技術基本計画」等の政府方針

＜環境問題の各分野に係る施策＞

- 地球環境の保全、○**循環型社会の形成**、○生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、
- 水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組、○大気環境保全に関する取組、○包括的な化学物質対策に関する取組
- 各種施策の基盤となる施策等＞

○グリーンな経済システムの構築、○国際的取組に係る施策、○**技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等**、

○**環境保健対策**、○公害健康被害の救済に関する業務

※太字が法人の業務に係る主な施策

■ 法人の業務

★独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

【機構の目的】 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。 (第3条)

○公害健康被害の補償に関する業務

○公害健康被害の予防事業に関する業務

○石綿による健康被害の救済に関する業務

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

○維持管理積立金の管理

○民間環境保全活動の助成及び振興(地球環境基金事業)

○環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務(環境研究総合推進費業務)

関係法

「公害健康被害の補償等に関する法律」等

「石綿による健康被害の救済に関する法律」

等

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等

「環境の保全に関する特別措置法」

